

328-272

日本書紀傳二十八之卷

神代上第二十八 寶初出現章 穗積重胤撰

自後國中所未成者大己貴神  
 獨能巡造遂到出雲國乃興  
 言曰夫葦原中國本自荒芒至  
 及磐石草木咸能強暴然吾已  
 摧伏莫不和順遂因言今理  
 此國唯吾一身而已其可與吾  
 共理天下者蓋有之乎于時神  
 光照海忽然有浮來者曰如吾  
 不在者汝何能平此乎由吾  
 在故汝得建其大造之績矣  
 是時大己貴神問曰然則汝是

日本書紀傳二十八之卷



誰耶對曰吾是汝之幸魂奇魂  
 也大己貴神曰唯然迺知汝  
 是吾之幸魂奇魂今欲何處住  
 耶對曰吾欲住於日本國  
 之三諸山故即營宮彼處使就  
 而居此大三輪之神也

少彥名神、常世郷に渡らせ御在し坐せる、即の文  
 に、古事記には、於是、大國主神、愁而告、吾獨何能  
 得、作此國、執神與吾能相、作此國、耶是時有、光海  
 依來之神、(中略)此者坐、御諸山上、神也、有りて、  
 此に、自後國中、所未成者、大己貴神、獨能巡造、遂  
 到、出雲國、與言曰、夫葦原中國、本自荒芒、至、及  
 磐石草木、咸能強暴、然吾已摧伏、莫、不和順、遂因  
 言、(中略)于、時神光照海、忽然有、浮來者、曰、(中  
 略)此大三輪之神也、と有るとは、大に背けるが如  
 き所なむ有りける、今何れを取り、何れを捨つべき  
 と、文意を照し考ふるに、互に言の脱ちたりける

者なりけり、古事記に、於是、大國主神愁面云々  
と有るは、今迄、御兄弟の御親睦御在し坐して、御  
力を戦せ給ひ、御心を一に爲させ御在し坐して、  
相共々に、國巡り作り堅めさせ御在し坐しける、  
少彥名命の御在し坐さす成りぬるには、争でか、  
御心に愁へさせ御在し坐ささらむ、又、此の時に  
當りては、執神と相共に並び御在し坐して、此の  
國を相作らせ御在し坐むと所思して、然る御言  
の御在し坐しけるも、亦、自然に浮はせ給ふ可き御  
心なむめりかし、然るに、其の御言に對へて、謂ゆ  
る、幸魂、奇魂神の顯れ出でさせ御在し坐しける趣  
なるは、其ぞ脱文有る所なるにて、其の後は、事  
實は右に擧げたる、此の文の如くならずしては、事  
打ち合はずなむ有りければ、右の古事記の、於是  
より以下、相作此國一耶より以上廿七字は、此に  
も、彼の、至常世郷一矣、自後、國中云々と有る、矣  
と自との間に相ふ可く、又、古事記は、右の廿七字  
の下に、此の自後、國中所未成者、云々の語を  
加へて、又、心得べき所なりける者なり、若て、地  
神本紀には、此所を、大己貴命、初與少彥名命二

柱神、坐於葦原中國、如水母浮漂之時、爲遊號成  
己訖、少彥名命、渡常世、後、國中所未成者、大  
己貴命、獨能巡造矣、(下略)と有るは、其の二柱  
神の、國巡り爲造らせ御在し坐して、大に號成  
る事を云へるにて、殊に委しき傳説なりければ、  
必ず、當昔、然る古傳の有るを探り入れて、書  
せりし者にぞ有るべかりける、(但右の號成の語  
は、漢籍老子に、功成名遂、以身退者、天之道也、  
と云ふに似たりと思ふらむ人も有りなめども、其  
は、傳廿七卷に注せるか如く、萬葉六卷に大汝、  
小彥能、神社者、名著始難目、名耳乎、名見山跡負  
而、云々と有るも、二柱神の作り成し給へるが故  
に、其の山に、名有り云ふ事にて、凡て、古には  
土地の事を名と云へりければ、右に、號成と云ふ  
も、其の堅め坐し、國土の成れる由なり、此れを以  
て、老子の意とは、似て非なる事をなむ曉る可か  
りける、此の號成の語は、殊に、此に眼目と有る所  
なり、)惜、此に、自後國中所未成者、大己貴神、  
獨能巡造と有る、獨は其の少彥名命と、二柱神

相並び御在し坐しけるに、其の神はしも、常世郷  
に至らせ御在し坐して、此には、御在し坐さす成り  
ぬるを以て、獨とは云ふなり、然れども、御仲神  
等は、此にも、數多、御在し坐しけむ御事は、古事  
記に、其の少彥名神の御事に、且、雖問所從之  
諸神、皆白不知、と有るを以て、其の所屬の諸  
神の多在りし御事も知られ、此の大己貴神の御事  
にも、多遲具久、又、久延尾古などの供奉れるを以  
て、國內に、在らゆる諸神の從ひ奉る事を知るべ  
きなり、中にも、大倭神社注進狀に、傳聞、倭大國  
魂神者、大己貴神之荒魂與和魂、觀力一心、經  
營天下之地、建得大造續、と有る如きも、其の少彥  
名神の御在し坐さす成りぬるに就きて、更に、新  
に其の荒魂和魂の始めて御力を戦せ、御心を一  
に爲て、輔相奉らせ給ふには有るべからず、其は、  
今に始まれるには非ず、本よりの御事にし有りけ  
れば、此には、必ずしも、獨能巡造と云ふべき語の  
勢なりける者なり、已に古事記にも、於是、大國  
主神、愁面告、吾獨何能得作此國、執神與吾能相  
作此國一耶、と有る吾獨は右の荒魂、和魂神等は更

なり、后神には須勢理理賣命、此は謂はゆる、三  
女神の御事に渡らせ給ひて、殊に可畏く、御勢も  
亦陸に御在し坐して、後の御政を聞食し御在し坐  
しけるをも、亦、御子神等の御事をも合せて、吾  
獨とは宜り給へるにて、次に、謂ゆる執神も、少彥  
名神の如く、其の御部の外、他より御力を一に爲  
させ給へらむ神の御上を、言ひ出でさせ給へる者  
なり、(此の事を能く辨へざる時は、次なる幸魂、  
奇魂神をしも、大三輪の大物主神の御事に思ひ誤  
る事にて、其の結文に、此大三輪之神也、と書さ  
れたる如きも、已く、此の傳を誤られし者なる事、  
下に云ふが如くなれば、況してや、後世の議者に  
於ては、其の誤を傳ふ可き者なりかし、)然して、  
後の御與言に、夫葦原中國、本自荒老、至及磐石  
草木、咸能強暴、然吾已摧伏、莫不順順、と有る  
は、古事記八十神段、御父大神の御所より、生大刀、  
生弓矢を賜はり、御嫡妻を携へて、歸り御在座  
したる所に、故持其大刀弓、追避其八十神之時、  
每坂御尾追伏、每河瀬追撥而、始作國也、と  
有るを始として、大倭神社注進狀に、傳聞、八千

戈神者、大己貴命、以廣矛爲杖、爲撥平豐草原  
中國之邪鬼、是時、大己貴命號八千戈神、と見え、  
大伴神社記にも、大己貴命、以廣矛、天八重雲哀押  
分豆、天地乎翔行豆、天下哀腕巡給豆、東國之、  
五月蠅聲如須邪神乎、神拂爾拂平賜而、と有るな  
ど是なり、若て、其の廣矛はしも、傳廿七に註せ  
るが如く、伊弉諾大神の、黃泉神を、御杖以て、  
神遂はせ給ひし御事を傳へ給ひて、即、岐神の神實  
としも、持齋かせ給へる御杖になむ有りけれ  
ば、其の神の御稜威さへに、加はらせ御在し座し  
て、然る荒振る國神共を、悉に言向け平げさせ給  
へるにて、右件は、其の八十神を追ひ撥ひ給へり  
し始より、國避の御時に至る迄の、始終に亘る御  
事になむ渡らせ給へりける、次に、因言、今理此  
國唯吾一身而已、其可與吾共理天下者、蓋有  
之乎、と有る一件に於ては、昔より、此の神の誇  
言の如く、申し成し奉る事なれども、此の神の御爲  
に、甚信なひ難き事なり、其は、右に引ける古事  
記の上文に、御父大神より、此の神に授任し給へる  
御言に、其の汝所持之生大刀生弓矢以而、汝庶兄

弟者、追伏坂之御尾、亦追撥河之瀬而、意欲爲  
大國主神、亦爲宇都志國玉神、而、其我之女須世  
理毘賣爲嫡妻、而、於宇迦山之本、於底津  
石根、宮柱布刀斯理、於高天原、冰椽多迦斯理、而居  
是奴也、と詔給ひ、其の大國主神と御在し座す御職  
を、事依さし授けさせ給へる御事なれば、此は、其  
の大國主神と座して、其の大國主神の御功業を成  
させ御在し座しける御事を、述べさせ給へるな  
れば、少かも、誇りかなる御心は御在し座さすて、  
實に當然の御言とこそは、思成し奉らるる御事に  
は有りけれ、然は有れども、唯、大凡に事の心も  
得ずして見る時は、誰しも誇言の如く思ふ事にて、  
斯く云ふ予も、此の傳に及ぶ迄は、少々疑ひなが  
ら、其の意味は有りしを、今右の如く、古事記と  
合せ見る事を得て、始めて、數年の惑を一時に解く  
に至れりきかし、偕、右に引ける古事記には、素戔  
鳴尊六世孫、即大國主神の説なるを、已に傳廿二  
卷に委しく注るるが如く、此の正書には直ちに  
素戔鳴尊の御兒と有るに従ひて、説を成せるなり、  
見む人不審かる事勿れ、次に、于時、神光照海

有浮來者、其の大國主神をして、大國主神た  
らしめ給へりし神の、別に御在し座す由を示して  
今迄は隱身ながら、守らせ御在し座しけるを、此  
に始めて顯身を顯はして、依り來座せるなりけり  
し、地神本紀には、遂に出雲國五十狹々之小汀、  
而興言曰、(中略)于時、神光照海以踊、出波浪末、  
爲素裝束、持天薙槍、有浮來者、曰、(下略)と有  
るは甚々愛でたし、其は、隱身の唯御靈のみに御  
在し坐しては、御言語はせ給ふ御事も、何も出來  
させ給ふまじかりければ、此に於て顯身と成りし  
御間對は爲させ給へるにて、此の幸魂奇魂神と聞  
ゆるや、決く皇產靈神の御事に渡らせ給へりける、  
偕、此の結末に、此大三輪之神也と書されたるは、  
即、神名式に謂ゆる、大和國城上郡、大神大物主  
神社(名神大月次相替新嘗)と有る、此の御事  
に思寄られたる者なるらし、此の幸魂奇魂の御  
事をしも、其の大己貴神の和魂大物主神の寄來  
坐せる者として、其の甚しきに至りては、謂ゆる  
離魂病などに引付けて、説を成すに至れるは、甚  
々淺はかなる定説になむ有りける、已に、傳廿七に

委しく注せるが如く、大倭神社注進狀に、倭大國魂  
神者、大己貴神之荒魂與和魂、戮力一心、經營  
天下之地、建得大造之續、と見えて、其の荒魂  
神和魂神共に、已くより別れさせ御在し坐し  
て、大己貴神と共に、國巡り造堅めさせ御在し坐  
しければ、今始めて御形を現はし出で御在し坐さ  
む事は、如何なる事共なるが上に、此の大物主神  
の、大三輪に鎮まり御在し坐しける御事は、出雲  
神賀詞に、乃大穴持命乃申給久、皇御孫命乃靜坐  
牟大倭國中、已命和魂乎、八咫鏡爾取託天倭大  
物主櫛懸玉命登名乎稱天、大御和乃神奈備爾坐云  
々天、皇孫命能近守神登貫置天、八百丹杵築宮爾靜  
坐支、と有りて、此の國造の御時よりは、遙に後  
にして、國避の御事の以前にし有りければ、此に  
大己貴神の御室を建てて、齋祀らせ給へる幸魂  
奇魂神をして、其の和魂大物主神の御事を爲ては、  
事實に違へる事共なるを、其大三輪之神也と書さ  
れたるも、同じ大三輪の神山に御在し座す神との  
義にて、傳へたる古説ならめども、其を承けて  
此神之子、即廿七君等大三輪君等云々の語に續

けられたるに就きて、大なる誤は出来れるなりけ  
れば、此の御撰有りし程には、已に事違ひたる事  
もこそ有りけらし、記傳十二(二十三丁)に、「今、  
大國主神の已命稱しては、此の國を得作竟へじと  
委給ふは、(書紀に、理此國唯吾一身而已、と云  
ひて、誇り給ふも同じく)唯荒魂のみ進みて和魂  
の乏しがりしなり、故、今、神産巢日神の御皇にて、  
(萬事を合し成るは、皆此の神の御靈なり、)別に、其  
の和魂の御形を現はして、如此示教給ふなり、若  
て、此の教の隨に齋祠り給ふに因りて、和魂満足  
し榮座して、其の御身を守幸へ給ひ、奇靈しき徳  
を以て、遂に天下を作り竟へしめ給ふ故に、此を  
幸魂奇魂とは云ふなりけり、」とは云はれたる、凡  
ての趣は然る事ながら、猶、和魂の御事と爲られた  
るは、其の意を得られざりける者なり、口訣に、  
幸魂奇魂者、一魂兩化之名、幸魂者、念而先臨而  
就、奇魂者、不念而成、是即天命一身之主也と云  
ふなどは、唯理を立てて云へる者にして、古意  
に非ず、纂疏には、幸魂奇魂者、魂魄之名、子産  
曰、人生始化曰魄、既生曰魂、陽曰魂、用物精多

則魂魄強、是以有精爽、至三於神明、幸魂則陽魂、  
主氣與生、以可慶幸、故曰幸、奇魂則陰魂、主  
形與死、以可奇異、故曰奇と有る、子産曰より、  
至三於神明までは、左傳の語なるが、其の疏に、  
魂魄神靈之名、附形之靈爲魄、附氣之神爲魂  
也、と有るを、通證に已に引かれたり、名義抄に、  
魂を袁陀麻志比、魄を賈陀麻志比と有るは、陽魂  
陰魄の義なれども、幸魂奇魂の事に合はず、又、字  
鏡集に、魄を佐伎多麻と有れば、古くも、魂魄に當  
てたる説も有りけるにや、但、右の御説の如くは、  
魂字をこそ然訓むべかりけれ、何れにしても、古人  
も、其の定まれる見解は無かりしなりけり、其より  
後の説は、右の二家の餘論と、鈴屋大人の和魂の  
徳用の説に本著きて、彼離魂病などを附會せたり  
し者にて、云ふにも足らずなむ、然れば、此の下  
に、此大三輪之神也と有るは、其の大三輪の地に  
御在し座す神の謂にて、謂ゆる大三輪神三座の内  
にては、御在し座さざる可か、めり、其は此に、吾  
欲住於日本國之三諸山、故即營宮彼處、使就  
而居、と有る文に當りて、古事記には、吾者伊都

岐、奉子倭之青垣東山上、此者座御諸山上二神也  
と傳はりて、東山上とは神名式に、城上郡神座日  
向神社(大月次新嘗)、と有る、此の御社の御事  
を大和志の一説に、在三輪山頂、今稱高宮と見  
えたる、實に施當れり、又、右にも引ける如く、大  
物主神社には大神と書るされ、猶同郡狹井座大神、  
兼魂神社五座(鏡、鞆、添上郡率川座大神、御子神社  
三座と有るなど、大物主神の御族には、何れも大  
神と書さる、此の式の例なるに右の日向神社には  
唯に神坐と書別たれたるを、宇陀郡神御子美  
牟須比命神社と有りて、此には、右の率川神など  
の如く、大神御子とは書されず、神御子と有るから  
は、彼神座日向神の御族なる可きに、美牟須比命  
と申す御名は、天地を造化らせ給ふ神の御上にの  
み稱奉りて、國神の御名には良はしからざるを以  
て思ふに、右の日向神社は、大己貴神の此時に幸  
魂奇魂神の御爲に神座を建てて、齋祠り奉らせ  
給へる地なる故に、御諸山の稱も、此に因りて出  
で來れる者なりけり、若て、其の大三輪神三座の中  
に、大物主神はしも上に云へるが如く、國避の御

時に當りて、其の國作の御時の守護神と爲て、持  
齋かせ御在し座しける幸魂奇魂神の御許に、御靈  
を鎮めさせ御在し座して、神靈の昌運を助奉ら  
せ給ふ御爲に、宮處を大神に定めさせ給ひ、大己  
貴神はしも、彼東山上に御在し座す、幸魂奇魂神  
を持齋き初めさせ給へる始より、彼神の屬奉らせ  
給ひて、此に御靈を留めさせ御在し座す御事とな  
む見えさせ給へりける(其の御事は、傳廿七卷に  
已に注せり、儀、右に譲ゆる大三輪神三座と申す  
は、鏡座次第に、奥津舞座大物主命、中津舞座大  
己貴命、邊津舞座少彥名命と有る、是にて右の神  
座日向神社とは別なり、儀、其の日向神社は、内藏  
寮式に日向王子と有り、然るは、其の本社を祖神と  
し、枝社を子神と申せる中古の例なれば、別に抱  
はる可からず、然して、大和志の本説に、今號三  
輪若宮と云へるは、狹井社に近き所にして、東山  
上と有るに叶はざれば、其の山上にて遠きが爲に、  
容易く到る可からざるを以て、遙宮を此に設けら  
れたるなどにこそは有りけり、右の如く、推以て  
行くに、其の神坐日向神社と申奉る、謂ゆる幸魂

奇魂神と申奉るは、決く高皇產靈尊、神皇產靈尊の御事になむ渡らせ給ふ可かりける、此の對文には、顯宗天皇三年御紀に月神著人謂之曰、我祖高皇產靈尊有預鑄造天地之功、宜以民地奉我月神依、請獻我當福慶(中路)奉以歌荒樺田、と有るは其の部内なれば神名式に、山城國乙訓郡羽束師座、高御產日神社(大月次新嘗)と有る是なり、次に、日神著人謂阿閉臣事代曰、以磐余田一畝我祖高皇產靈尊(下略)と有る、此に有預鑄造天地之功の御言を被載されども、同じ事の重複れる時は、略かる、御紀の例なれば、此にも月神の如き御言の御在し座けむ御事推して知るべし、即、神名式に、大和國十市郡目原座高御魂神社二座(並大月次新嘗)と有る、是にて今一座は、神御魂神に御在し座すべき事先業已に其の説有るが如し、借、右の預鑄造の字をしも、釋秘訓に、會比氏阿比伊多世流と有るには、決めて幽深き謂有る御事となむ所見たりける、然して、右の預は綏靖天皇前紀に、預者の二字を阿會布毛能、又阿比伊布比登と訓るは、相副者、又、相

言人の義なり、又、繼體天皇廿一年御紀、孝德天皇元年御紀などに預を久波々理氏と訓るは、加列の義なり、又、皇極天皇三年御紀に、預を麻自理氏と訓るは、即、交際の義なり、然る時は、預の言はしも、佗に相交はり加はり給ふ意なるなりけり次に鑄造を、阿比伊多世流の阿比は、相與共の相なり、伊多世流は往足の義にて、即、此は使に至と云ふに近くして、即、此一書に由吾在、故汝得建其大造之積矣、と有る積も亦此に同じ、其の預鑄造の活機は次に云ふべし、(又、預字を皇極天皇元年御紀に預造を加爾氏都久流と訓めるは、字書に、預與豫通と云ふ意なり、名義抄に、預を豫の俗字として、阿豆加流、又、麻自流、又、麻自波流と訓み、又、加爾氏と訓むも、兼の義有れば、副の義は離れざる可し、借、其の鑄造の字はしも、漢籍世史類篇、述異記などに、彼元始天王、太元聖母などが事を、陶鑄造化之主、天地萬物之祖と有る字にて、陶は和名抄に須惠字都波毛乃と見え、鑄は伊加太と有りて、即、鑄模に入れて物を作る義なる、其の字を用ひられたるなり、然して、右の三字

を記傳に引かれたるに、阿比都久良斯志と訓まれたるは、雅かに過ぎて古意ならず、古事記、黒田盧戸宮段に、大吉備津日子命與若建吉備津日子命、二柱相副而云々、言向和吉備國也、と有る相副は、傳廿七卷に云へる戮力一心と有るに同じきを、此にも思合す可き者なりかし、然して、右の預鑄造の事を物に試るに、天地の初發の時に、此の二柱神の產靈に資りて、狀貌難言と云ふ一物を、天中に生出でさせ御在し座しけるに、又其の產靈に因りて、清輕は上りて天と成り、重濁は下りて地と成るに、各々神有りて、天は可美葦牙彦舅尊天常立尊地は國常立尊豐斟尊の相造らし給へるを、皇產靈神はしも、其の上より預鑄造して、其の事を成し給ひ、又、國土の始も其の產靈に因りて、伊弉諾尊伊弉冉尊を生坐して、國を孕み、神を令生給へる、此即、皇產靈神の預鑄造し給へるなり、又、其の產靈に因りて、御子の中に珍御子天照大神素戔鳴尊(即、月神)を令生給ひて、天下之主者と爲させ給ふ可く所思したるに、天照太神は、已く天上に上らせ給ひて、高天原を所知食し、素

戔鳴尊は、後に地下に下らせ給ひて、後に月國に入り給へる、即皇產靈神の預鑄造し給へるなり、若て其の產靈に因りて、日神月神の御誓約に、天忍穗耳尊を生奉らせ給ひて、初二柱御祖神の初に、何不<sub>レ</sub>生<sub>レ</sub>天下之主者一歟、と詔り給へりし御言の驗此に於て成就へり、即、皇產靈神の預鑄造し給へるなり、右に、日神月神の有預鑄造天地之功と詔り給へるは、件の意を宣ひ示給へる者なりけり、借、此に大己貴命、少彥名命、戮力一心經營天下と有るは、本より皇產靈神の御命に因り給ひて、已に其の功を奏し給へるは、其の預鑄造し給へるを以てなり、若て、少彥名命はしも常世郷に渡坐せる、大己貴命は此の國を巡造らせる、共に皇產靈神の預鑄造し給ふ事、猶、二柱相並び御在し座しける最初の如くなり、故此に大己貴神の乃與言曰、(中路)本理此國唯吾一身而已、其可與吾共理天下者蓋有<sub>レ</sub>之乎、と御言發させ給へるに對へて如吾不在者、汝何能平此國乎、由吾在故、汝得<sub>レ</sub>建<sub>レ</sub>大造之積矣と詔り給へるは、別に預鑄造して、其の大造の積を令建給へる、皇產靈神の御在

し座す御事を示給へる者なる事、右に、如吾不<sub>レ</sub>在者云々、由<sub>三</sub>吾在云々、と有るを以て、其の然る所以を知るべく、又、己命の和魂の講には非る事を曉る可し、借、其の幸魂奇魂と申奉るは、皇産靈神の亦の御名にも非ず、其の預鑄造し給ふ作用に就きて、稱へ奉れる御事にて、此は右等の神等の御上のみには限らず、吾も人も共に、世に活とし生ける限は、其の御守を得奉る御事にて、其の幸魂奇魂と申奉るは、幸魂は私記に、是左支久阿良之无留魂也、と有る事なれども下に注せるが如く、此の幸は彼山幸彦海幸彦の幸の義にて、皇祖天神の賦命し給へる徳にて、其の徳を令<sub>レ</sub>成給ふ御魂と申奉る義なり、此に因りて其の奇異なる妙用を成し得る即、奇魂なるにて、其の同物の上の差別有るのみなり、然して、神にも人にも、身を全く在せて事業を令<sub>レ</sub>成る者は、幸魂の預鑄造し給ふが故なり、又、其の事業を成行ひ、大に力むる時は、自らだに得測り知られざる願の見ゆる者なり、是奇魂の預鑄造し給へるを以てなり、此を以て見る時は、皇産靈神の御靈にて御在し座す御事、愈著明

きを、彼地神本紀に見えたる、其の幸魂奇魂神の御裝束に、持<sub>三</sub>天葦槍と有る、此は天神の御物にて、已に二柱御祖神に、授けさせ給ふ御事有り、大己貴神の和魂神ならむには、其の御本體の大己貴神だに、未知り給はざる天葦槍をしも、何時の人間に天上に升りて、天神より賜はり持たせると爲む、此を以ても、和魂と幸魂奇魂とは、混同に爲まじきを知るべし、然れば、此に此大三輪之神也と有るは、神座日向神社の御神にて、大神大物主神社とは異なるれば唯、大三輪山の内に御在し座す神の義にぞ見る可かりける(然して、其の神座日向神社は、其の大神大物主神を守給ふ神に御在し座して、其の守給ふ神と、被<sub>レ</sub>守る神との差有る御事なりと知べし、然れば、漢籍に、講ゆる魂魄などとは、本より別なる事にて神の御國ならぬ人の得知るまじき事なりければ、全く、漢意を離れて説くべき事なりけり、又、和魂に附會するも非なる事は、云ふも更なるを、昔より詳ならざりし事と見えて、御紀にも、右の此大三輪之神也、此神之子云々と續けられ、殊に、地神本紀には幸魂奇

魂術魂之神也、と云へる術魂は何の事ぞ、甚幼げに聞ゆる事其にてなむ有りける、(○自後私記に、古禮與利乃知と有り、此に少彦名命の常世郷に渡り御在し座しける後を云ふ、此所、古事記には、於是大國主神慈而告、吾獨何能得<sub>三</sub>作此國、執神與吾能相<sub>三</sub>作此國、耶の文有り、必、此に盛くべき語なる事、此の卷首に已に注せるが如し、今、記傳十二(十七丁)に注されたるを、少か撮りて云ふべし、然而は、御力を獲せ、御心を一に爲て、國巡り造り御在し坐しける少彦名命の、御在し座す成りぬるを愁歎かせ給へるなり、獨は比登理志豆と訓むべし、万葉(三十四丁)獨爲<sub>三</sub>而見知師無美、又(五十二丁)與妹之、敏馬能崎乎、還左爾、獨而見者、十二(九丁)に二爲<sub>三</sub>而結之紐乎一爲<sub>三</sub>而吾者解不見、古今集に、獨して物を思へば云々など有り、此は今迄、二柱神御兄弟と爲て御在し坐しけるを此にて唯一柱にのみ御在し座すに依りてなり、能は善成の善に同じ、得作は延都久良牟と訓むべし、凡て得と云ふ辭の用格漢文を讀むには、譬へば得<sub>レ</sub>作は都久流許登袁字、不得<sub>レ</sub>作は都久流許登袁延受と訓む、皇國語

には、不得<sub>レ</sub>作は延都久良受と云ひ、其の餘も不<sub>レ</sub>と云ふ時は、凡て延云々勢受と云ふ例なり然れば、是に准らへて、凡て得作と云ふべし、萬葉十(三十三丁)に左小舟乃、得行而將泊、十一(二十丁)に而忘太爾毛、得爲也登、十二(三十四丁)に、旅宿得爲也、長此夜乎と詠めり、(此の二の得爲也は、上なるは爲る事を得るやなり、下なるは爲る事を得むやにて、延須は延勢奴の反對なり、今世の俗語にも、與字須流、與字勢奴と對へて云ふ、其の與字勢奴をば、延勢奴とも云へば、與字須流は延須流なり)執神與吾は、執之神登其爾吾波と訓むべし、耶字訓むべからず(撮要補遺)と有り、借、此の御言はしも、其の少彦名命ならぬ執神とかは與共に、此の國を得作らせ御在し座さむとにて、佗に其の御力を獲せ給へらむ神を求めさせ給ふには非ず、其の去座し、少彦名命の御事を、甚く可惜し給へる御言なる者なりけり、故此は死別にて、事は異なるれども、光仁天皇實德二年御紀、藤原長手大臣の薨し給へる時の大御命に、大臣明日者出來參仕牟止待比賜問爾、休息麻利豆參出末須事波無之帝、天

皇朝乎置而罷退止開看而云々、信爾之有者、仕奉之太政官之政乎波、誰任之加母罷伊麻須、就授加母罷伊麻須、恨加母悲加母、我語比佐氣牟、就爾加母我問比佐氣牟止、悔彌惜彌痛彌酸彌大御泣哭之座止詔云々、自今日者、大臣之奏之政者不聞看夜成牟、自明日者、大臣之仕奉、儀者不看作夜成牟云々、朕大臣春秋晚色乎波、誰俱加母見行弄賜牟、山川淨所者就俱加母見行阿加良閉賜牟止、歎賜比憂賜比大座座詔、云々と有と、其の御歎の御意味似させ給へる御事なり、甚斯許り、戀恩ひ慕ひ給ふ御心に御在し座すが故に、其の御心を一に爲させ給ふ、御契の違はせ御在し座さずして、傳廿七に注るせるが如く、少彦名命にしも、常世郷に渡り御在し座しつゝも、猶、本大御國の御爲に外國々を巡造らせ給ひ、又、大己貴命も國避の後に、常世郷に追渡り御在し座して、漸西方に移り御在し座して、終に大地を巡造り御在し座して、皇國の東方より、二柱神共に歸り御在し座しける、此を以て、右に執神與吾相作此國、耶と有る御言はしも、其の少彦名命ならぬ神を指して、

宜へるに非る事を曉る可くなむ有りける、右の古事記の文は、此にも必、無くては事の足はざる所なる故に、今引出して注せるを、互に考へ合す可き者なりかし、(但、其の記に、此の御言を聞かして、直に幸魂、奇魂神の依來座る趣なるは、文の脱けたるにて、其の次第は、此の御紀の如くならずしては叶はざる者なり、記傳に「此の記には右の如く、愁而云々と有るを、書紀には、自後國中所未成者、大己貴神獨能巡造云々、其可與吾共理天下者蓋有之乎と有るは、傳の異なりしにや」と云はれつれども異なるには非ず、此には右に引ける古事記の文を脱し、古事記には、御紀の此所の文を脱せる者なり、○國中は久邇能字知と訓むべし、天孫降臨章に國內諸神云々、神武天皇戊午年御紀に、膽望域中、時云々、崇神天皇御紀七年に、國內靜謐、十一年に國內安寧、仁德天皇四年御紀に烟氣不起於域中と有るを、此を古事記には、於國中、烟不發と作られたり、孝德天皇大化元年御紀には部内、天武天皇四年御紀には、所部を然訓ませたり、偕、此の中字を那加とは訓ま

すして、字知と訓ませたるは、神武天皇戊午年御紀の中洲を、私記に字知津久爾と書し、崇神天皇十年御紀の畿内も、右と其の讀同じきに、其に對へて、景行天皇五十一年御紀に中國を然讀める、並びに、邦畿之外を登都久邇と訓めり、然れば、國には中外を字知登と云ふ事知るべし、萬葉五(六丁)に、阿乎爾與斯、久奴知許等其等、十七(三十九丁)に、古思能奈可、久奴知許登其等と有るに據りて、久奴知と訓むべき狀には有れども其は歌詞の上にごそ有りけれ、文には猶、久邇能字知と必ず讀むべき者なり、偕、傳廿七に注せるが如く、此の上文に、大己貴命與少彦名命、戮力一心經營天下と有り、地神本紀に、大己貴命初與少彦名命二柱神、坐於葦原中國、如水母浮漂之時、爲造號成とも有るが如くして、此大八洲國の全體に於ては、二柱神の己に成し造らせ御在し坐しけるを今茲にては、其の大八洲國の中にて、其の未成らざる所有るを堅め作らせ給ふ御事なれば、必、右の文共に合せ見る可き所なる者なるぞかし、(又、久邇能那加と訓むも僻事に非るは、八洲起元

章の國中之柱を私記に久爾奈加乃美波志良と有り、又、葦原中國と云ふも、葦を殖巡らしたる中に在る國なる謂なり、萬葉三卷廿七丁に、奈麻余美乃甲斐乃國、打緣流駿河能國與、己知其智乃國之三中從と有りて、中心の義を含みたれば、字知と云ふよりは狭きが如し、○所未成は、上文に、菅大己貴命謂少彦名命曰、吾等所造之國、豈謂善成之乎、少彦名命對曰、或有所成、或有不成と有る、其を承けて云ふなり此に就きて幽深の致有る事、己に傳廿七に委しく注せるが如し、若て、此は既有所成の對にて所未成とは其の不成成合之處の謂なり、古事記國生段に、於是、問其妹伊邪那美命曰、汝身者如何成、答曰吾身者成々不成成、一處在、爾伊邪那岐命詔、我身者成々成餘處一處在、故以此吾身成餘處、刺塞汝身不成成、一處而、以爲生成國土、奈何、伊邪那美命答曰然善、所見たる、男神に成餘處、女神に不成成、一處の出來れるは、此神世七代章に、謂ゆる天先成而地後定なるが、其の成餘れると、不成成とを合せて、國土を生成し給へるは、即、皇祖天神の

道にして、又、此に合ふ所有る者なり、然して、此に已に有る所成は、右に謂ゆる成餘れるにて、物の成合ひ具足へるを云ひて、源氏松風(十九丁)に「云はむ方無き盤の御形なり、甚う饒やぎ給へりしが、少し成り合ふ程に成り給ひにける御姿なり、若てこゝ物々しかりければ、寄生(二十七丁)に「人の御程少やかに、平安になどは非で、宜き程に成合ひたる心も爲給へるを、如何ならむ、物々しく饒やぎて、心操も煩やかなる方は無く、物々しかりかになどや有む」など有る是なり、所未成と云ふは、成合はざる謂にて東屋(十六丁)に、「親無しと聞き悔づりて、未幼なく成合はぬ人を指超えて、若は云ふ成る可しや、又(六十五丁)未成合はぬ佛の御形など見給へ置きて、今日宜しき日なりければ、急ぎ物し待りて、浮舟(十六丁)に、宜しく成合はぬ所を見付けたらむにては、然許り味しと思し標たる人を、其と見て然止ぬ可き心ならねば」など、皆物の未成なるを云ふなり、但、右の成合はずは、人事の上ながら、天地の上にも云ふも同じ事なりければ、此の所未成も其に

就きて義を求む可し、若くて、其の成合ふ所の餘を以て成合はざる所の不足を善成し給へる、即、二柱御祖神の國生座し、と正に同じくして、皇祖天神の道にて、幸魂奇魂の預鑄造し給ふ神助の正に此に在る事なれば、輕忽に看過す可きに非ず、然れば、先に造遣させ給へる所とのみ見ては、意淺はかにして、天神の大道の正旨を貫かずや成らむ、傳廿九卷に己に注るせる、或有る所成、或有る不成の旨に合せて、深く遠く思ふ可くなむ有りける、○獨能巡造は、上に夫夫己貴命與少彦名命、駿力一、心經、營天下、と有る、少彦名命の御在し座さず成りて、大己貴命のみ其の御大業を成し給へる謂なるが、此は右に引ける古事記に、吾獨何能得、作此國、と有る獨にて、少彦名命と相並ばして、國作り御在し座しけるを、今は御在し座さず成りにけるが故に、唯獨して物爲させ御在し座す御事を申せる由なり、然して此の下なる今理此國、唯吾一身而已、と有る御言に應ふる所なる事云も更なり、但、此は孤獨の謂には非ず、今迄少彦名命と二柱して掌り御在し座しけるを、少彦名命の其の

部下の神等を率ゐて御在し座すべかりければ、此には大己貴神の部下のみに成給へる趣なり、己に其の嫡后須勢理理賣命は、御父大神より、大國主神と爲べき御事被を蒙り御在し座しけるより、天に日月有るか如く、地に山川有るが如く、遊御在し座して、後方の御政を擬ね聞えさせし御事は申すも更なり、傳廿七卷に、條々に注せるが如く、大國主神と申奉るは、各國に國主神と云ふ有るを、其の主幸にて渡らせ給へる由なり、國作大己貴命と申すは、諸國の國造神の君長にて御在し座す趣なり、又、大倭神社注進狀に、倭大國魂神者、大己貴神之荒魂與和魂、駿力一、心經、營天下之地、建得大造之類、と有りて、其の荒魂神、和魂神等も、共に始より形して左右に待給へる由なり、其の大國魂神と申すは謂ゆる大地官と有る、在ゆる大地の國魂神を治し御在し座す謂なり、又、其の大物主神と申すは、天孫降臨章第二の一書に、是時歸順之首渠者、大物主神及事代主神、乃合八十萬神於天高市、帥以昇天(下略)と有て、有ゆる國神の首渠者と御在し座せる趣なり、又、上文

に其子凡有二百八十一神、と見えたるは、傳廿七に引ける神祇譜に、凡此神生子二百八十一神、以三欄五柱、而天下四方國人夫等、令威蒙恩類、此之緣也、と有るか如く、御子等も餘多に御在し座して供奉し給ひ、猶、古事記には多遲具久、又、久延理古等の神も供奉れる事所見たり、又、天孫降臨章なる此の大己貴神の御言に、如吾防禦者、國內諸神必當同禦、今我率、誰復敢有不順者、と有を以て、天下に在らゆる諸神はしも、悉に順るひ仕へ奉られし趣なれば、其の御勢の盛大に御在し座しける御事を明らめ奉る可きなり、猶、其上に幸魂奇魂神の預鑄造し御在し座しければ、唯獨のみ物爲させ御在し座すと雖も、如何なる事をは成し得させ給はざらむ、(少彦名命の御上にも然り、此の下文に其の依り御在し座しける所に、是時海上忽有三人聲、と有り、古事記にも、所從之諸神と所見たりければ、大己貴神に先立ちて、己く常世郷に渡り御在し座して、其の國を作堅めさせ給ふ許の供奉神を從へ御在し座しけるにて、其の御勢將に大己貴神に劣座さ、りし狀なり、彼駿力



と云ふは、即、此所に在る事を思ふ可き者なるぞかし。○能は古事記に、吾獨何能得作此國と有る能にして、此には上文に、吾等所造之國、豈謂善成之乎、と有るに對應へたる所なりければ、次なる巡造に合せて、善成の善と見るべき事云ふも更なり、借、右に國中所未成と有るは、國體の未善成ざるを云ひ、此に能巡造は、國體を已に善成し給へる義なる事、傳廿七豈謂善成之乎、の下に注るせるを以知るべし、若て傳廿四に云へる出雲風土記に、島根郡方結郷郡家正東二十里八十歩、須佐能命御子、國忍別命詔、吾敷座地者國形宜者、故云方結と有る宜は國形を堅固く作、繞はせ給へる事を云事、其地名を方結と號けさせ給へるを以て知るべし、是亦此の能巡造の義を想ふに足れる文なりかし、凡て、其の事を善くする事に善射、又は善文、又は善書、又は善哥、又は善詩など云ふ善は、其の事に漂よはしき所無くして、全く成就へるを云ひて、其も亦此に同じ。○巡造は都久理米具理給比伎と訓むべし、巡は神武天皇御紀、戊午年に、親率輕兵巡幸焉、

三十一年に、皇與巡幸、景行天皇十八年御紀に、巡狩築紫國、仲哀天皇二年御紀に、天皇巡狩南國と有り、萬葉二十(二十丁)に久爾米具留、阿等利加麻氣利、由伎米具利、可比利久麻豆爾、己波比豆麻多爾とも所見たり、借、此の巡造は、已に傳廿四にも引ける出雲風土記に、秋鹿郡惠曇郷郡家東北九里卅歩、須佐能命御子、磐坂日子命、國巡行坐時、至坐此處而詔、此處者國雅美好有、國形如畫稱哉、吾之宮者是處造事者、故云惠伴、(神龜三年、改字惠曇)又、多大郷郡家正北五里一百廿歩須佐能命御子銜梓等乎而留比古命、國巡行座時、至座此處而詔、吾御心照明正眞成、吾者此處靜將座、詔而靜座、故云多太、又、和泉風土記に、大鳥郡、古老傳云、昔素戔嗚尊御子、銜梓等乎而留比古命、巡行此國一詔、吾御體衰座詔而靜座、故云於登利、今謂大鳥者訛也、と有るなと見えたる國巡行は、唯に巡り歩行かせ給へるには非ずして、國巡造給ひし御事と聞えたり、其は出雲風土記に、楯縫郡、玖潭郷、郡家正西五里二百歩、所造天下大神命、天御飯田之御食、將造給

處竟巡行給爾時、波夜佐久爾多美乃山詔給之、故云忽美、(神龜三年、改字玖潭)と有るは、天御飯田の御倉を建給ふ地を竟巡らし御在し座して、此も國造の御事に就きたるを以ても知らるなり、猶、信濃風土記に、治天下御神、大己貴命、又、少彥名命建御名方命、巡行此國と見え、日向風土記に、那河郡、古老傳曰、大穴持命巡行此國、至此所詔國之中、故云中郡と有るとは、皆、其の國造の御事に就きて巡行座せるなり、(右等は、尙書などに詔ゆる、巡狩とは別なる者なり、常陸風土記に、昔祖神尊巡行諸神之處云々と有るは、巡狩に似たる状なり、正しく巡狩に當る、其には、右に引ける景行天皇御紀、仲哀天皇御紀なるが能當れりける、其は孟子に、巡狩者巡所守也と有る是なり、萬葉には、其の巡狩の御事をば、國見と云へり、一卷七丁に、天乃香具山騰立、國見乎爲者、又、十九丁に、高殿乎高知座而、上立、國見見爲、筑羽乃山矣、十卷二十二丁に、雨間開而、國見毛將爲乎、十三卷二十八丁に、遠人待之下道

湯登之而、國見所遊、十九卷三十九丁に、伊許都追、國看之勢志兵、安母里麻之、掃平など、天皇の巡狩にも、按察使などの巡察にも通はし云へり、然れば、此の巡造などは、大に異なる者と知る可し、故此大己貴神の國巡り御在し座して、其所未成を善造成し給へる御事は、出雲風土記に、意字那母理郷所造天下大神大穴持命、越八國平賜而還座時、來座長江山而詔、我造座、而令國者皇御孫命平世所知依奉、但八雲立出雲國者、我靜座國、青垣山廻賜而、玉珍置賜而守詔、故云文理、(神龜三年、改字母理)と有る、此は皇御孫尊に、國土を還奉給ひし程の御事なるが、此の御言の趣を以て見奉る時は、天下を悉に善造成し訖へさせ給へる御事申すも更なり、然して少彥名命と二柱神して、天下を経營らせ御在し座しける御事跡は、已に傳廿七に、委しく注るし奉るが如し、若くて、此の神一柱にての御事跡は、同卷葦原醜男神、又、八千戈神の下に注るし奉り、又、和魂大物主神、又、荒魂大國魂神の下に、在ゆる故事を擧げて注るし奉れるを、猶、大己貴神一柱の

御上とのみ見ゆる御事跡を拾ひ奉り試るに、右にも引ける風土記に、島根郡手染郡家正東一十里二百六十四歩、所造天下大神命詔、此國者丁寧所造國在詔而、故丁寧負給、而今人猶誤謂手染郷之耳、即在正倉一と有り、記傳三十八(二十七丁)に、「遠飛宮段歌に、佐々婆爾宇都夜阿良禮能、多志陀志爾草泥互牟能知波(下略)と有る、多志陀志爾の下に、右の風土記を引きて云はく、上りの積きは小竹の葉に敷の降る音にて、其を憶々に云ひ係けたるなり、朝倉宮段大御歌に、多斯美陀氣多斯爾波草泥受とも見え、猶、萬葉十二(四丁)に、儘使乎無跡、又、右の丁寧をも多志と訓むべし、然らざれば、手染と云ふに由無し」と云はれ、又、出雲神賀詞、「倭文能大御心毛多親爾、と有る後釋に、彼布の筋の鮮かに儘に分れ通りたる如くに、天皇の大御心儘やかに座しませとなり」と云はれたるにて、此の丁寧の義明らかなり、此の手染はしも、内海の方に指し出て、實に岩根凝々しき地にて鮮かに儘なる如きが故に、丁寧所

造國とは詔給へるなり、神名式に、當郡長見神社所見たり、此の神に御在し座するにか、(其は風土記抄に、手染郷長見村拆田大明神と申すと云へり、此に就きて考ふるに、拆田とは、山を割きて田などに作成せ給へるかとも思ゆればなり、借、右の儘字は、中庸に儘々爾と有りて、注に篤實貌と云ひ、史記には儘字をも訓めり、又、切字をも讀む事なるが、辛苦を多志那牟と訓むも、儘備なる可く、嗜を多志牟と云ふも、儘聚なる可し、皇太神宮儀式帳に、志摩國儘柄と云ふ、地名の有るも、多志賀良なり、是儘字の多志の言に當れる證なり)又、右に載せたる橘縫郡玖潭郷に、天御飯田の御事有り、國造の御業はしも、專田地を定め給ふ御政を本と爲させ給へる御事なり、又、仁多郡所以號仁多者、所造天下大神大穴持命詔、此國者非大非小、川上者木穂刺加布、川下者阿志婆這度之、是者爾多志積小國在詔、故云爾多と見えたる、此國者非大非小と云ふは、廣からず狭からずして、人民を令住るに處を得させ給へる趣なり、川上者木穂刺加布は、川上は山深くし

て、樹梢を刺し交はす迄に鬱茂りたる由なり、川下者阿志婆這度之は、川下は地平かにして、大柴這度る許に地肥えたりとなり、爾多志積小國とは爾多志積は、橘縫郡沼田郷家正西八里六十歩、宇乃治比古命以爾多水、而御乾飯爾多爾食座、詔而爾多負給之(下略)と有る爾多に同くして、傳四に注るせる、意哉妍哉美哉などの言の如く、麗はしく和やかに、咲はしく饒やかなる狀にして、今も俗に快く笑ふを、仁多と云へる是なり、然して此は傳廿四に注るせる阿須波神波比岐神の御事に引合ひて、右の木穂は薪木と成す、謂ゆる灰木の料なり、阿志婆は大柴にして、此は焚草の料なるにて、此に已に國を作らせ御在し座して、民を令住給ひ、農業の方を開きて、火食の法を弘めさせ給へる御事とこそは所見たりけれ、故其の仁多は、即、郡家の地なる可し、同郡三處郷即屬郡家、大穴持命詔、此地田好、故吾御地田詔、故云三處と有るは、已に爾多志積小國在と詔給ひて、此の御田をも好と詔給ひて、己命の御地と爲させ御在し座しける趣なり、故此に大己貴神の行宮を造給

ひて、住ませ給ひけむと思ゆる所由は、座摩神祠に、生井 榮井 津長井 阿須波 婆比支登、御名者白兵稱辭竟奉者、皇神能敷座、下都磐根爾宮柱、太知立云々、と有るが如く、流水醜泉堀井の具はりて大柴灰木の事足る地を以て、宮處と爲させ給へる上古の故實に甚能く合ひ、又、右に御地田と有も、其の宮處の垣津田の謂とも聞ゆるを思合す可し、又、布勢郷郡家正西二十里古老傳云、大神命之宿座處、故云布世(神龜三年、故云布勢)と有る布世は、田廬の事にて、大神の假初に宿り御在し座しける御屋なる可し、萬葉五(三十丁)に、布勢伊保能、麻宜伊保乃内爾、直土爾、葉解敷而、八(四十五丁)に、然不有、五百代小田乎、結亂、田廬爾居者、十六(十五丁)に、可流羽須波、田廬乃毛等爾云々と有りて、下に田廬者多夫世也、と有る是なんぬり、大神の國造り巡らし御在し座しけむ御間には、甚如此様々の御事なむ、御在し座したりけらし、(右の川上者、木穂刺加布、川下者阿志婆這度之の事を、彼阿須波波比岐二神の事に合せ、柴薪の事なりと云ふをば、如何にぞや思ふ人

も有りなめども、唯、文の任にては、其の地の形容をのみ愛させ給へるのみにしては、國作の御旨に合はずなむ有りければ、此を以て説を成せるなり、但、我が上古には、本より火食の事盛なりし程は、己に伊弉冉尊の、倉泉之竈の御事にても著きを、傳二十六卷に云へるか如く、素戔嗚尊の菓樹を植ゑさせ給へるは、猶、菓實をも喰ひしなりけり、其の御孫に奥津日子神大戸比賣神座は竈神なり、阿須波神波比岐神は柴薪を用ひて竈を焚く神なり、然る神等の生出でさせ給へるは、其の事を世に幸給ふに非ずして何ぞや、偕、右の川下者、阿志婆道度之と有るを、俊信本には、阿志波布と四字に作れり、古史徴には、河志婆と出でたり、阿を河に作れるは私なれども、實に婆は波布にては聞えずれば然る善本の有りけるなる可し、偕、大己貴命の諸國を巡り御在し座して、國作り給ひし御事跡に就きて、此は少彦名命と並び御在し座して造らせ給ひ、其は大己貴命一柱にて造らせ給へるなど、今より差定めて如何は云ふべからむ、然りとて、今知るべからずとて止む時は、筆を闕くより

外なむ無かりければ、神名式風土記等に載れる、諸國の神社を此に擧げて、神代の傳を見てむとす、此の中には、實に神代の神迹なるも有るべきなり、神名式に、山城國愛宕郡賀茂別雷神社（亦名、若雷名神大月次相嘗新嘗、）と有る、謂ゆる上社の御事なり、賀茂御祖神社（二座名神大月次相嘗新嘗、）と有る、即下社の御事なり、元曆奏上記に、自神代所鎮上社事代主命、下社大己貴命而已、（下略）と有りて、上社の事代主命、本名味相高彦根神、亦名大山咋神と申して、即、別雷神に御在し座し、下社には、大己貴命后神玉依姬命亦名宗像姫神にて御在し座す由、傳十、十三に、已に注るせるが如し、又、神名式に、山城國葛野郡松尾神社二坐、（並名神大月次相嘗新嘗、）此の御社には、大山咋神胸形中都大神二柱にして、大己貴神は其の七社の中なる、謂ゆる櫻谷神社是なる事、傳二十四に注るせるが如くして、賀茂下上社と、其の所祭相等しく御在し座すが、此の大神等相共に、山城丹波近江等の國々を造給へる御事なむ所見たりける、同卷に注るせる丹波國

桑田郡銀山社緣起に、原夫玄古、天地開闢而神功既畢、靈運方遷矣、自後、亦出雲洲大己貴神巡行、始到此洲、爲此洲也、鴻水懷山、濁浪排空、故神領八神、南方到黑柄嶽、視水脉、地勢逆流西下矣、今水戸峠是也、東方見山狹可通水而、鑿山劈壑順流決之、神始取銀成此洲里、給依之崇奉、號銀山大神、と有るは神名式に、謂ゆる銀山神社の傳説なるが、此の領給ひし八神は、后神御子神等の御事と聞ゆ、又、丹波湖水考に、請田神社傳記曰、遂古世、丹波國湖也、大山咋神決其水、涸而後爲家郷及田地、於是尊崇此神德、祠之、以稱桑田浮田明神、以鋤爲神體、と見え、又、山城名勝志に、以鋤爲神體、社座丹波國保津邑浮田明神、（或云、此說宜從、）と有る此の浮田明神は、神名式に謂ゆる松尾神社是なり、若て神代系圖傳に、大山咋神決丹波國湖水、涸而成土矣、以鋤爲神體、者山城國松尾大神也、と見え、羅山文集（吉田了以碑銘に、又、有浮田神祠、世傳、遂古之世、丹波國皆湖也、其水赤、故曰丹波、大山咋神穿浮田決其湖、於是、丹波水枯成、

土、乃建祠而祭之、以鋤爲神之主、此神即是松尾大神也、と有る此等を以見れば、其の桑田郡松尾神社の神鋤を、右の山城國の松尾神社に移奉りて、大山咋神の神體と崇奉れる由なり、（但、右の系圖傳一本には、丹波國浮田明神者大山咋神也、遂古世、丹波國皆湖也、其水赤、故云丹波、大山咋神、鋤其湖水、水涸成國矣、是以用其鋤爲彼神之靈體、此神者即松尾大神同體也と有り、偕、羅山文集共に、其水赤、故曰丹波、と云ふは、字に就きて設けたる説にして、信ひ難き事共なり、其の丹波と云ふ國名はしも、丹後國丹波郡丹波郷より起れる事、已に鈴屋大人の國號考に云はれたるが如し、予が説は、多は多大の義、爾波は平坦なる意なる由なる事、傳十三卷に注るせりき、故、右の銀山社緣起に依る時は、大己貴神は其の御取給へる御鋤を以て、神體と崇奉りて、此にて銀山大神と稱へ奉る由なり、又、大山咋神は、神鋤を以て神體と爲させ給へる御事、此神の御本名を味相高彦根神と申奉るに符合へり、偕、丹波國の湖水を落して大井川を通し給へる、此に依りて

山城河内攝津の水理を能爲させ給ふ可らんめれば、右の國々の始て地形の善成りけし事、申すも更なるを思ふ可し、然して、鋤鎌をしも、然る止事無き物に持齋を奉るには、深き所以有る御事なり、其は傳廿一、廿六に注せるが如く、出雲風土記國引文に、童女智祖所取而、大魚之支太術別而、波多須々支、穂振別而と云ふ事、四處出でて即、素戔嗚大神已に此を用ひて、邦を建てさせ給ひ、又、意字郡條に、出雲神戶郡家南西二里廿歩、伊弉奈根乃麻奈子座、熊野加武呂乃命、五百津組神祖所取々、而、所造天下、大穴持命二所大神等依奉、故云神戶(他郡等神戶、且同之)と有るは、熊野神宮と、大己貴神の御料の神戶を充てさせ給へるにて、是國作の御器を、此の大己貴神に事依し授進らせ給へるなり、又、傳廿七に引ける本朝事始に、組(須幾)有天八組、有神田齋鎌、大己貴神與少彦名命、同心合力製之、專爲民用と見え、鎌(久和)有大和鎌、有神田齋鎌、但奉拔穂使、齋鎌者是同前と有りて、已く二柱神の國作の御時に、作始め置かせさせ給へる御物なり、然して、大

山咋神の御本名、味耜高彥根神と申せるも、御父大神に供奉りて、國作の御事を專と力めさせ給へりし、御功に依らせ給へる御名に御在し座せば、實に松尾大神の御體と爲て、此の時の神鏡を齋祀れるなむ、所以有る御事には有ける、下の播磨國新次神社の所、又味耜高彥根神の御事を注るせる所に考合す可し、倍、神名式に、丹波國桑田郡、出雲神社(名神大)一宮配に、大己貴命妻三種津姫也と有るを、社説には、中素戔嗚尊、左大己貴命、右稻田姫命と傳へたる事、名實共に合へり、續後紀に、承和十二年秋七月丙午朔辛酉、丹波國、桑田郡無位出雲神、奉授從五位下、依國司等解狀也、三代實錄に、貞觀十四年十一月廿九日、授丹波國從四位下出雲神從四位上、元慶四年六月廿一日、授丹波國從四位上出雲神正四位下、紀略に、延喜十年八月廿三日、授丹波國出雲大神正四位上と所見て、甚止事無きは、實に素戔嗚大神に御在し座する可し、同郡小川月神社(名神大)三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授丹波國從五位下小川月神從五位上と有るも、

其の大神の亦名を以て齋祠らせ給へるなり、又、伊達神社は、大己貴神の御兄五十猛神に御在し座す事、傳廿五に己に云へり、又、大井神社は松尾同體なる事、傳十三に注せるが如く、多吉神社は出雲風土記に神門郡多伎郷郡家南西廿里、所造天下大神之御子阿陀加夜努志多伎吉比賣命、坐之故云多吉(神龜三年、改字多岐)と有るに思合す可く、又、三縣神社は地神本紀に、都味齒八重事代主神兒天日方奇日方命御在し坐して、即、姫蹈輔五十鈴姫命の御兄に坐せるなど、悉くに所由有る御事共になむ有りける、(彼大己貴神の傾給へりし八神と申すは、右の御神等なる可からむ事は、其の阿陀加夜努志多伎吉比賣命は、即、下照姫命に座して、此の天孫降臨章には稚國玉神と所見えたる、此を以て、其の國作の御事に功座しけるを知るべし、其の外にも、式内の神々の中には、必、其の所從の神等も有るべからむを、傳無ければ今此を知るべからず、又、桑田神社と申すも有るは、必、此の大己貴神大山咋神二神の中、何れかなる可き事、右の鎌山神社の御事に比らへて知るべ

き者なり、又、此の御事共を、次に云ふ山城國の方にも係けて、互に見合す可くなむ)倍、傳十に載せたる丹波國桑田郡の土俗、相傳へて云へらく、「浮田明神の鋤を以て、山を鑿ち磐を劈給へる其の片方は嵐山松尾にて、其の片端は龜尾山是なり、其の通し給へりし水は、即、大堰川なり、浮田明神の御在し座す保津は、其の水の落口にて、丹波にては此を保津川と云ひて、龜山の接地なり、鎌山明神は龜山の南十七八町、矢田村に御在して、即龜山の産土神なり」と云へり、山城名迹志に、松尾山一名別雷山と云ひ、松尾神社を在別雷山下と云ひ、又、山城志に、賀茂山一名分土山、又、神山と有る、是松尾賀茂兩處に同名の地有るにて、右の國作の由緒等しき證是なり、又、右の龜尾山は、其の形に就きたる稱にして、本名龜山なり、右の賀茂に神山の稱有るに思合す可く、嵐山は菟鋤山の謂なる可きなど、其の由緒の少縁ならざるを思ふに、件の賀茂上下兩社の鎮座はしも、正に此の御時の神代に在る事を曉る可し、倍、和名抄郷名に、山城國愛宕郡賀茂有り、又、出雲(以都

毛、在上下二と有り、此上出雲下出雲の二郷なむ其床しき者なりける、其は傳廿一に注せるが如く、神名式に、同郡 出雲 井於神社（大月次相嘗新嘗）と有るも、右に云へる丹波國の出雲神社（名神大）に同じくして、所祭素戔鳴尊に渡らせ給へるは、此の國作の御時などこそ、其の御靈を齋祠奉らせ給ひけり、又、同郡、出雲高野神社、今高野村東の上下に御在し座せるも、出雲國名を以負はせ給へるも由縁有りて、皆共に國作の神代思めかしき御事なりける、又、傳十三、廿一に、已に注せる古に山代國と云ひけるは、宇治川より以南の地にして、宇治久世綴喜相樂の四郡を括云稱なるを出雲風土記に、意宇郡山代郷那家西北三里一百二十步、所造天下大神、大穴持命御子、山代日子命座故云山代也、即有正倉と有りて、出雲國に山代郷有るは、猶、山城國に出雲郷有るが如し、然れば、此の山代國を造給ひし御功に因りて負座せる神名なるを思ふに、和名抄に、宇治郡に大國郷有るも、其の大國主神の御名を負へる地名なるなりけり、（又、下に注せるが如く、相樂郡

岡田鳴神社、大月次新嘗、岡田國神社、大月次新嘗と有る、此の二社に就きて、賀茂、恭仁の地名有るも必所以有るべきなり、（又、綴喜郡構井月神社、大月次新嘗、同郡月讀神社、大月次新嘗、相樂郡綺原座、健伊那太比賣神社、神名式に所見たるは、即、大己貴神の御父母にて渡らせ給へるなり、又、綴喜郡朱智神社有るに、丹波國船井郡酒治志神社、和名抄に須知郷有り、又、乙訓郡走田神社、丹波國幸田郡走田神社有りて、共に同じく、又、右に註せる如く、葛野郡松尾神社二座、並名神大月次相嘗新嘗と有る、其の本社は幸田郡松尾神社にして、謂ゆる浮田神社是より、又同郡出雲神社、名神大と有りて、其の隣れる愛宕郡に、上出雲下出雲の二郷有る事はしも、出雲より先、丹波に御在し座して、其より山城國に及ばし給へる神跡なる事、著明くなむ、）又、傳廿四に注せるが如く、神名式に近江國滋賀郡日吉神社、（名神大）正史には、大比叡神小比叡神と有りて、其の大比叡神は大己貴神に渡らせ給ひて、大宮の御神なり小比叡神は事代主神に御在して、古事記

に謂ゆる、大山咋神亦名山末之大主神、此神者座近淡海國之日枝山、亦坐葛野之松尾、用鳴鏑神者也と有る、是にて即、二宮の御神より、其餘の五社は後に祭加へられたれば、神代に係て申す可には非るなり、諸神鎮座記に、日枝神社在近江國滋賀郡坂本村、日枝神社者大國主大神也、（大己貴大神別名也）自神代、見大山咋大神化遊此處、以三此山爲六合本柱、至豊浦宮天皇時、大神辭之、返父大神替栖、以葛野爲鎮祠、山城國松尾神祠是也と有りて、神代に御父子二柱神、彼丹波山城の國々を作堅めさせ御在し座しける御時に、此の山を以て國中の本柱と鎮給ひて、其の近傍なる諸國を巡遣らせ御在し座して、此には主と、大山咋神其の地主と爲て御在し座しけるが故に、山末之大主神と稱奉れるを、推古天皇御世に至りて、御父大己貴神を主神と御在し座させ奉給ひて、大山咋神はしも、松尾に替栖ませ給ふと云ふは、御父大神を大宮に、己命は二宮に、御在し座す御事の始を傳云ふに有るべき、但、其は後に、御鎮座の次第を申奉るにこそは有りけれ、神

代より六合本柱と爲さ給へるは、此の山を其の中心と爲て、其餘の諸國に御事迹の及ばせ給へるを知るべき便宜なりける者なりかし、若て日吉神道秘密記に、別に山末社と云有りて、次に廣田社、東向西方、立之山末神前二天、申之字、掌内書之祈念事云々、本社建立之初、祭禮之始、當社與利起也と有るは、其の別社なる可し、此に就きて思合せらるゝは、二十二社注式、攝津國廣田神社條に、住吉廣田八幡松尾南宮八祖神と有る下に松尾大山咋神、南宮殿島明神、宗像明神と書して其の地に此の神等の御在し座すも、此の國作の御時の山緒など、御在し座する可き事、下に注せる事共を合せ考ふ可し、又、神名式に、伊勢國度會郡山末神社、即、止由氣宮儀式帳に載れる管社の中に、山末社と有る是なり、神名秘抄に、山末御玉命、一名大山咋命、又、山末大主神是也と有るも、此の時の神代よりの御事跡有なめり、其の度會多氣郡は、殊に此の神等の所以深き所なる事を明らかに、以下に再注すを考互して知るべきなり、伊勢風土記に、員辨郡執賀師神社、欽明天

皇二年、始祭此神、大己貴命也、有るは、齊明天  
皇五年御紀に、是處命出雲國造、(闕名)修嚴神  
之宮、と見え、釋に杵築神宮也、嚴者嚴重之義  
也、と注るせるが如くなれば、此の執賀師の號の  
少兼ならざるを見て、其の祭祀は後の事ながら  
恩は神代に回らす可き事なりかし、(吉記に、或古  
記云、平安京者百王不易之都也、東有嚴神、西仰  
猛靈、嚴神者賀茂大神宮、猛靈者松尾靈社是也、  
依二神之鎮護一期萬代之平安、)と云ふ事有る賀  
茂大神宮を嚴神と申す御事は、御祖神社には、大  
己貴命玉依姫命の御在し座すに就きて申奉る御事  
にて、右の嚴神之宮の謂是なり、且、右の執賀師  
神社山末神社等の御事のみには限らず、且、傳廿  
四卷、廿七卷に己に注せるが如く、此の伊勢の國  
内には、大國主神の御事跡多く御在し座す御事は  
申すも更なり、猶、神名式に、多氣郡穴師神社座  
すは限ゆる兵主神の御事にして、八千戈神是より、  
飯高郡大神神社は大物主神にて渡らせ給ひ、鈴  
鹿郡大井神社二座は、己に云へる丹波國桑田郡に  
座すと等しく松尾同體なり、又、椿大神社、小岸

大神社、朝開郡大神神社、石部神社二座、員  
辨那賀毛神社など、皆所由有る事共なり、若し、  
神名式に、近江國滋賀郡神田神社御在し座すを或  
書に、在堅田、亦曰伊豆大神神田大明神伊豆大  
明神と云へり、此の伊豆神社と申す由は、下  
に云ふべし、又、式に、丹波國多紀郡神田神社和  
名抄に、神田郷有るに、神名同じきを、其の滋賀苗  
鹿神社座せり、其は、傳廿四に引ける社傳に、宇賀  
御玉神と有るも、由有りげなるに、己に、上に引け  
る本朝事始に、(須幾)有天八組、有神田齋、  
大己貴命與少彥名命、同心合力製之、專爲三民  
用、と有る、神田の言に便を得て考ふるに、清和天  
皇實錄に、眞神田朝臣全雄、賜姓大神朝臣、大三  
輪大田田根子命之後也、と有る眞は、例の言上に  
置ける強辭にて、神田なり御紀に、眞土田と有る  
は、饒速日命の御裔の眞神田と、混れさら合めむ  
爲なれば、此の氏の本を推す時は、大己貴神の國  
造りの御功に優りて、右に神田神社の號は御在し  
座せるなりけり、大同類聚方冊卷に、加无多藥、  
出雲國々成之家方と有る神田も、必、其の大神に

因れる事なる可し、猶、諸神記に、近江國氣多大  
明神家傳云、大己貴神三輪明神事也と有るは、何  
れなるらむ、猶考ふ可き事なり、又、和名抄に、  
愛智郡大國郷有るに、當郡石部神社二座御在し座  
す事、故有るべし、又、犬上郡阿自岐神社二座和  
名抄に安食郷有る、是味招高彥根神にして、即、  
大山咋神の御事に渡らせ給へれば、今一座は御祖  
神にて御在し座する可し、大同類聚方に、犬上  
藥、近江國山田里民間等之所傳、原者素戔嗚尊  
所授方也、と有るは、斯る所由に依りて傳はれる  
者と所見たり、淺井郡湯次神社風土記に、湯次神  
社、圭田廿九束、三字田、御名賀多也、安康天皇六  
年甲午十二月始祭、と見え、小江神社、同記に、大  
井郷小江神社、三十一束、三字田、事代主命也、敏  
達天皇三年始行神禮と有り、岡本神社、同記に、  
所祭素戔嗚尊也、雄略天皇三年己亥六月始加神  
禮と見え、又、式に片山神社二座と有るは、山城  
國愛宕郡鴨岡本神社、片山御子神社(大月次相嘗  
新嘗)と有るに合ひ、又、伊香郡高野神社は、其  
の愛宕郡に、出雲高野神社有り、又大椋神社、黒

田神社、並ひ座せるは、下に注せるが如く、播磨  
風土記、多可郡黒田里の文に依るに、黒田神社は  
宗形大神與津島比賣命に座し、大椋神社は謂ゆる  
大倉比賣命にして、即、下照姫命の御事なり又、  
高島郡熊野神社太川神社有るは、丹後國加佐郡大  
川神社、(名神大)熊野郡熊野神社共同しく、又、  
字伎多神社は上に云へるが如く、丹波國桑田郡に  
浮田神社有りて、即、神名式に謂ゆる松尾神社是  
なり、(猶、栗太郡蘆井神社見えて、丹波國氷上郡  
蘆井神社有り、但、蘆井を伊保意と訓めるは、蘆  
井を誤れるにこそ、又、野洲郡兵主神社名神太  
は、八千戈神に御在し座す由、傳廿七卷に己に注  
し、蒲生郡大島神社與津島神社、淺井郡都久夫須  
麻神社は、三女神にて渡らせ給へる事、傳十三  
卷に條々に注せるが如し、又、野洲郡馬路石邊神  
社、蒲生郡石部神社、愛智郡石部神社二座は、姓  
氏錄に據るに天日方奇日方命の出自是なれば、大  
己貴神に座すなど大に神代の由縁著明き者なり、  
又犬上郡養父郷有り、蒲生郡桐原郷有り、和名  
抄に見ゆ、下の但馬國養父郡桐原神社の御事に思

合す可し、偕、右に云へる眞神田に、饒速日命の御統御在し座すは、姓氏錄に、左京神別、上天神に、眞神田會禰連、神饒速日命六世孫、伊香我色乎命男、氣津別命之後也、又、大和國神別天神に、眞神田首、伊香我色乎命之後也と有りて、神名式に、加賀國石川郡神田神社見えたるを、風土記に神田神社圭田云々、舒明天皇二年庚寅八月所祭饒速日命也、有神家巫戸等と有れば、同じ神田神社にも其の心得有るべきなり、偕又、加賀郡神田神社は下に云へるが如く、此なると同じく大己貴神ななり、若て大己貴神此の國造の御時には、宇迦之御魂神なども、共に物爲給へりと思しき由、次なる飛騨國に考へ合す可き所有る可し、東海道の國々は、傳廿七に注せるが如く其の始、大己貴命少彦名命二柱神、但馬國より三河國へ移らせ給へる古傳の傳はれ、ば、今云ふ限に非ず、神名式に、美濃國多藝郡多伎神社大神神社御井神社、安八郡加毛神社、各務郡飛鳥田神社御井神社、賀茂郡神田神社など座すを總云はむに、神田神社は大己貴神に座し、大神神

社は大物主神に座し、多伎神社は丹波國桑田郡多吉神社と同じくは、下照姫命に御在し座すべく思ゆるに、百莖根に、正一位三宮護法大菩薩と稱す、三宮三社也と云へれば、此三女神と思しきを下に注せる出雲國神門郡多伎藝神社の例に據る時は、大己貴命湍津姫命下照姫命の三神なり、加毛神社は味耜高彥根神、飛鳥田神社は、永萬記に阿須賀社と有れば、大和の飛鳥に同じく、事代主神に渡らせ給ひ、御井神は謂ゆる、稻羽神の御事にして、彼八上比賣命に令生給へりし木俣神に御在し座せば、皆供奉られし神等なりけり、和名抄郷名に、大野郡大神席田郡美和磯部、各務郡三井、賀茂郡美和神田等有るをも思合す可し、此の御事は下に委しく注してむ、又、多藝郡久々英雄神社は、事代主神に座すべき説有て、下に云へり、又、傳廿四に注せるが如く、神名式に飛騨國大野郡水無神社、一宮記に御歳神也と有り、偕大同類聚方に、飛太藥、大野郡水無神社、御歳祝之所傳云々、大己貴命所授也と所見たり、右の近江國に、苗鹿神社神田神社相並御在し座す

に等しくは、大己貴神の此の巡國には、御歳神を相伴なひ御在し座して、此の時に稼穡の方をも、諸國に弘めさせ給へるなりけり、三代實錄に、貞觀十七年十二月五日甲寅、授飛騨國正六位上木母國津神從五位下と有るを以ても、其の大己貴神の此の國に御在し座す御事は著きを、和名抄郷名に、三枝(佐以久佐)阿拜(阿波)の二郷有るは、神名式に、大和國添上郡率川座、大神御子神社三座、又、率川阿波神社と有る此に因れるを其の率川社に狹井神(大己貴命荒魂、大國魂命)も御在し座して、倭大國魂神、亦曰大地主神と、大倭神社注進狀に書せるが如くなれば、殊に大地主神と御歳神とは、親しく御在し座す所縁有るにも符合へり、荒城郡大津神社は、下照姫命に座す事、下に云へる河内播磨兩國の例を考合す可し、又下に注せるが如く、三代實錄に、當國に氣多若宮神賀茂若宮神と云ふも所見たり、其の氣多は神名式に能登國羽咋郡氣多神社、(名神大)二宮記に大己貴命と有り、賀茂は右に謂ゆる、山城國の賀茂社を申せるなれば、事代主命に御在し座し、其の

若宮と申すは、各其の本宮に對へて、別社と云ふ義にぞ有るべからむ、(又、頭注に、水無神社を大己貴命女、高照光姫命、母高津降姫命、大和國葛上郡御歳神社同、之と有るは、下照姫命なる由なれども、此の主神は御歳神に御在し座せば、若くは、其の相殿などに御在し座すらむを、然云へる者なる可し、下なる出羽國の條にて考合す可し、何にも有れ、下照姫神も稚國玉神と、御名に負はせる許り神に御在し座せば、此に祀られ給ふ可くこそ、)又、傳廿七に信濃風土記を引きて、大己貴命少彦名命の國作の御事は、己に注し申せり、偕、神名式に、水内郡美和神社頭注に、三輪大明神也と云ひ、伊豆毛神社を素戔鳴尊也と書し、妻科神社を稻田姫命也と有り、又、小縣郡生島足島神社(名神大)は傳廿七に注せるが如く、大國魂神に御在し座して、古語拾遺に謂ゆる大八洲之靈に御在し座し、又、和名抄郷名に大穴(於保奈)と有るも、大己貴神の御跡などに依りてこそは名に負ひけらし、右に此の國は大なる湖にて在りしを、何れの時にか山を穿ちて、信濃川を越後に通じてより

平土と成れる由云傳へたるは、豈、人力の能致す所ならむや、若くは、彼丹波の大井川の例共にて、此の時の御事を申さむも強事には非る可くや、又、佐久郡大神社と申奉るは、御牧望月大神社記（一云注進狀）に、掛卷毛長支、信濃國佐久郡横島郷望月之里御桐谷爾鎮座須、大神社者月夜見尊也、大己貴命也、（二柱）伊邪那岐尊乃宣久、月夜見尊者可、以治、滄海原潮之八百重也、如、斯事依志給爾因豆、月夜見尊即青海原哀治食須時、龍馬爾乘給豆、四方乃國中河之深々爾至迄、不、殘晚巡給支、其時千曲爾川到給豆、川上哀指天登給爾、此溪川依清水成而求、水上、而登給支、（中略）故乃喜哉止詔天、東方乎御覽而宣久、朝日直刺爾、暮日日照爾也止宣天、神霧谷積松山麓、金井原乃下津岩根爾宮柱太敷立、高天原爾千木高知豆鎮座支、是後大己貴命、以、廣乎、天八重雲裏抑分豆、天地乎翔行豆、天下乎晚巡給豆、東國之五月蠅聲如須邪神乎、神拂爾拂平賜而、此處爾到座而、月夜見尊鎮座受神言乎畏美悅比慎美謹美毛、齋奉伴奉豆、相殿爾鎮座爾因豆、大神社止奉崇支（下略）と見え

たるは、大己貴神の東國を巡遊り御在し坐しける證是なり、此の地に月夜見大神の鎮り御在し坐す所由は、傳八、十二に注せるが如く、此の大神の未素盞鳴尊と聞えさせし程に國巡り御在し坐して、御跡を此に留めさせ御在し坐しけるを、大己貴神も此に御在し坐して、御父大神の御許に御靈を留めさせ御在し坐しけるなりけり、其の月夜見尊に奉伴り、相殿に鎮座すに因りて、大神社と稱奉る由なるは、大己貴神を始奉りて、其の御伴神等も此に御在し坐すを以て、大神とは號けられけむ事申すも更なりかし、（又、和名抄郷名に諏訪郡美和、筑摩郡大井、水内郡大島於保之末、中島宗加之末、埴科郡磯部伊會倍、船山布奈也末、大穴於保奈、屋代也之呂、佐久郡大井など見えたる、美和は大物主神なり、大井は松尾同體なり、大島中島は、上古に湖水なりし時の跡なるか、然らずば彼の胸形の中津島に坐す、市杵島姫命は大己貴神の嫡后に坐せば、其の由縁なるにも有るべし、磯部は例の大己貴神に御在し坐すなり、船山は大和風土記に、平群郡船山神社、大己貴尊也

云々と有るに思合す可く、屋代は出雲風土記に、意宇郡屋代郷有るに由有りけなる事共なり、其の信濃國に隣りて、彼の神名式に謂ゆる、山梨郡金櫻神社所、祭、少彦名命大己貴命素盞鳴尊に渡らせ給へれば、此は二柱神相並御在し座しける御時の故事に依るべき事、傳二十七に注せるが如し、然して、今般の御事と思しきは、神名式に同郡神部神社は、傳二十七に引ける、三代實錄に美和神と有るは、正しく此の神社に當る可きに就きて、上田百樹の説に、神部を美和部と訓むべき由云へり、然れども、地神本紀に、素盞鳴尊十一世孫、田田彦命、此命磯城瑞籬朝御世、賜、神部直大神部直姓と有れば、縦や美和神ならむからに、加牟倍と訓みても何てふ異かは有らむ、名勝志に、「今、加茂村加茂明神と云ふ、祭神別雷神なり、相殿に春日明神を祀れり」と云へり、風土記に、都留郡加茂山神社云々、所、祭別雷神也崇峻天皇二年己酉四月加、幣使と有りて、舊社なるが、此は式外なり、又、式に巨麻郡神部神社も有り又、其の山梨郡松尾神社座せり、右の神部神社を合せて、山城國に加茂松尾

神社御在し坐すに等しきは必故有べし、名勝志に、「小屋敷村に在り、祭神東は大山咋神若山咋神若年神大己貴命素盞鳴命蛭兒命、凡て六座稱、松尾六所明神、此の邊を松尾郷と云ふ」と云へり、但、蛭兒命は事代主命を誤れるなる可し、又同郡大井俣神社、三代實錄に、貞觀五年十二月九日、下卯、以、甲斐國從五位下大井俣神、列於官社、同七年三月二十六日、授、甲斐國從五位下大井俣神正五位下と有り、和名抄郷名に、巨麻郡大井（於保井）有り、名勝志に、窪八幡宮と云ふ云々、本社南方有三天神祠、當社鎮座以前所、祀地主神也、祭神少彦名命也云々、大井俣の地名は東南の方に在り此の邊迄往昔の社領なりと云ふ」と云へり、其の八幡宮と申すは、胸形神を祀れるを以てなる可し、此の水下なる駿河國郷名に、富士郡大井（於保井）と有るにも由有りて、其の大井の稱はしも、上に注せる丹波國大井神社、山城國大井川の御事に就きて云へるが如く、其の神は松尾同體に座すに思合せられ侍り、又巨麻郡笠屋神社、風土記に、雄略天皇四年庚子十一月、所、祭事代主命也



と有り、借、右の神部神社賀茂山神社を別雷神と傳へ、松尾神社大井俣神社は、大山咋神胸形中都大神に座して、其の別雷神大山咋神は、共に事代主神の山を分け、磐を劈て水脈を通して、國を作給へりし御名なる事上に注せるが如し、古今集甲斐歌に、「鹽山指出磯に住む千鳥、君が御世をば八千代とぞ啼く」と有る二の地名は、太古の時に未湖に浸りて有りけるが、追次ひて山は高く、海は低く成りしかとも、猶、潮海の名残にて、皆がらに湖水なりけむと思ゆるを、此に合せて、賀茂縣主季鷹が富士日記に、「何れの御世にか山を穿ち、岩を切り、水を下けしより、村里田畑と成りたりけむ、其の事を掌りし人を稱へて就裂明神と祀りし社、今巨麻郡に在りとぞ、其の切り落とし、流は富士川なる可し」と云へるは、豈、人力の能致す事ならむや、決めて、其の神の御所爲なる可くこそ思えられ、又、八代神佐久神社は、其の御功に因れるにや考ふ可き事なり、又、中尾神社名勝志に、「中尾村に在り、飛永明神と稱す、祭神大

已貴神」と云ひ、同郡梓衝神社、風土記に仁徳天皇四年丙子四月始所祭天鈿女命也と云へるを、名勝志に、「美和神社は二宮村に在て二宮と稱す、祭神大已貴命也、(中略)此の邊竹居村の北に鉾木と云ふ地名有り、又尾山村の南に槻木と云ふ地名有れば、梓衝神社と云ふも由無きには非ず」と云へり、但、右は其の所在を失ひて、風土記に、同郡三輪明神云々、雄略天皇十二年九月始被祭之、と有ると打混れたるに、但、平國之廣茅に由れる神名ならむには、實に大已貴神と云ふも細ひたりとは云べきに非ず、(借、右の大井俣神社の事を名勝志に、祭神三座、應神天皇、仲哀天皇、神功皇后なり、社領二百七十石餘、神人社僧餘多有り、社記云、貞觀元年二月二十二日、和氣朝臣藤原、自豐前國宇佐宮勸請云々と云へり、但、貞觀の頃などに、勸命にも非ずして、私に勸請れる社を、直に官社と爲て式文に加へらる可くも非ず、思ふに、彼の古より八幡神と申來れる女神の、大山咋神と共に御在し座して、大井俣神社と齋られさせ給へるを以て、其の因に宇佐神宮より、右の三神

をば迎へて合せ祀れりけむを、年序を經るに隨ひて、其の舊き傳説をば亡へりし者あるにこそ、又和名抄郷名に、山梨郡井上井乃倍と有るは、神名式に、山城國愛宕郡出雲井於神社、大月次相嘗新嘗と有るに思合せられ、又、石禾伊佐波と有るは下の但馬國石禾郷の事に就きて注せるが如く、石部と云ふに同じければ、天日方奇日方命に縁有り、大同類聚方に、伊佐波藥、甲斐國山梨郡石禾乃家爾云々、と有る石禾は石邊なる可き事、右件に云へる事共に合せて曉る可し、若て但馬國に由有るにや、八代郡佐久神社、淺間神社、名神大を、但馬國養父郡淺間神社、氣多郡佐久神社有り、又、八代郡巨麻郡共に、各、川合加波比と云ふ郷名見えたり、同郡鴨川合座、小社宅神社、名神大月次相嘗新嘗と有るに相通へるなど、凡て、丹波山城より開き御在し座して、次々此に至れる者と所見たり、又、神名式に、遠江國、周知郡小國神社、一宮記に大已貴命と有り、此を縁と爲て、上件の説共に合ふ可き事なむ有ける、其は和名抄に、山香那氣多郷見え、又、磐田

那淡海國玉神社は、傳二十七に注せる如く、大國魂神に座し、又、田中神社は風土記に、田中神社圭田云々、敏達天皇四年乙未六月、所祭宇御饗也と見えたる、即、傳二十四に注せるが如く、御歲神の亦名にして、大國魂神に御力を合せて、縁瀆の事を始給へりし神なり、次に豐雷命神社は、風土記に、豐雷神社圭田云々、仁徳天皇之三年乙亥四月、所祭別雷皇大神也と有るは、即、事代主神に座して、大山咋神に渡らせ給ふ御事申すも更なり、又、豐雷賣命神社は、風土記に、豐玉比咩神社圭田云々、雄略天皇十五年八月、初行祭禮(下畧)と有るを合せて思ふに、雷は例の別雷神の雷にして、國作の御功に因れる者なり、然して、此の神は玉作神にても海神なるにても座さず、傳十八に注せるが如く、彼の三女神を玉依姬命と申奉る上に、豊の言を冠ふらせて、依の言を略きて稱奉れるなり、又、生雷命神社は、天武天皇元年御紀に、牟狹社所居名生雷神也、と有る、同じく、此も右の豐雷別雷と申すに等しく、同神を稱別けたるなる事、下に注せるを以て曉る可き者なり、次

に、天御子神社の事は細書に云ふべし、又、御祖神社は、山城國に賀茂別雷神社、賀茂御祖神社、並座るに思合す可し、御子神社二座は、事代主命下照姫命の二柱にや、矢奈比賣神社は、出雲風土記に、神門郡八野郷須佐能衰命御子八野若日女命座之爾時、所造天下大神大穴持命、將妻給爲而令造屋給、故云八野と有れば、八野日女神社の謂なる可くや、此の神の御事、傳十八、二十四に云へり、又、須波若御子神社は建御名方神に座せり、楮、和名抄郷名に、豊國（正與久爾）と有るは、善造成させ給へる謂なる可く、又、加茂村と云ふ地名の有るも甚其の謂有り、又、佐野郡阿波々神社は、率川阿波神と一にて、事代主神の本后なり、又、三代實錄に、貞觀九年十月五日授遠江國正六位上鴨神從五位下と見え同十五年九月二十七日、授遠江國正六位上伊古奈神從五位下と有るは、式内の何れの社とも知られざれども、事代主神、又、后神に座す事、次なる伊豆國條に云へるを見合せて知るへし、若て、駿河國と二國に界ひて大井川の有るは、水上の信濃國より山を

穿ち水を落して、此の三國を造らせ給へりし御事と見えて、甚々少縁なるまじき、神代の故事なむ所思えたりける。然して、其の大井川に傍へる兼原郡に、大楠神社、敬滿神社（名神大）有るを、風土記に、大楠神社所祭大已貴命也、欽明天皇三年加新祭（下略）と見え、敬滿神社圭田（中略）垂仁天皇二十六年、所祭少彥名命也と見えたるなどは、本よりの御事あるなり、右の小國神社は、續後紀に、承和七年六月乙巳朔戊辰、奉授遠江國周知郡無位小國天神從五位下、三代實錄に、貞觀二年正月二十七日戊寅、授遠江國正五位下小國神從四位下、同十六年二月二十三日、授遠江國從四位下小國神從四位上と有り、楮、周知郡と云ふ名は、丹波國船井郡須知郷有るに、由有るには非じか考ふ可し、若て、右の天御子神社は、傳二十四卷に引ける本朝文集に、彼の丹塗矢の男に化りて令生給へるを、山本座天神御子と申せれば、右等の神等の由縁にて、後に祀られ給へるなる可し、又、次なる矢奈比賣神社には、神階の事有り、續後紀に、承和七年六月乙巳朔戊辰、奉授

遠江國磐田郡无位矢奈比賣天神從五位下と有るは、右の小國神と同時なり、又、三代實錄に貞觀二年正月二十七日戊寅、授遠江國從五位上矢奈比賣神正五位上と有り、今、見付驛の天神是なりと云へり、楮、此より西なる遠江に、其の御由縁の神多く御在し座すを、其は神名を見ても心得らる、事なれば、然のみは書さず、今は、大井川の水脈を通し給ひし事を主と云へり、然して、大井川は遠江風土記に、葦原郡大井川（或大猪）其河流也、其瀬飛礮岩轟轟、其勢往反（下略）と有るを、清和天皇實錄に、貞觀七年十二月二十一日戊辰、授駿河國正六位上大井神從五位下と有りて、社は駿河國に立たせ給へり、風土記に、駿河國、西限大井河、北限猪河山と有り、此を以て、古より兩國に亘れる川なる事を知る時は、又、其の東方も此の時に巡造らせ御在し座しける御事も亦疑を容べからず、和名抄に、藤原郡大井（於保井）富士郡大井（於保井）の郷名有るを思合す可し、楮、傳二十七に注せる如く、式に益頭郡神神社を、風土記に三輪神社、天豐財重日足姫天

皇二年丙辰四月、所祭大物主神也と有りて、今も三輪村と云ふに立たせ御在し座すも、少縁の所以とは見えさせ給はずてなむ、又、式外にて、風土記に早良神社、泊瀬部天皇三年庚戌、所祭玉依比咩也と有るも、例の三女神に座し、又那閉神社、風土記に那閉神社、男太迹天皇三年己丑四月、所祭事代主神也と有るは魚養の謂に依れる社號なり、又、燒津神社、風土記に益頭神社、瑞齒別天皇四年己酉、所祭市杵島比咩命也と見え、又、有度郡池田神社、風土記に所祭事代主神也と有り、又、安倍郡足坏神社は、味相高彥根神に御在し座すべき事、下に云へるが如し、神部神社は駿河草と云ふ物に、類史に止豆饅大已貴神社と有り、即惣社の御事なり、本社は大已貴大神にて座し座す神部神社是なり」と云へり、和名抄に、當郡美和郷有るに思合す可し、淺間新宮に、並御在し座すを合せて、俗に淺間宮と申せり、又大歳御祖神社は傳二十四に注るせるが如く、大歳神の后神に座すと聞えたるを、風土記に大歳御祖神社、或雷神號玉依姫（下略）と有るは、其の相殿神のみを傳

へたる可し、今も別雷社と云へるは、上に云へる山城國賀茂別雷神社、賀茂御祖神社の御事に合へり、其の淺間宮の別社に、奈吾屋社と云へる有る是なりと云へり、又、遠原郡奥津神社と云ふ舊社有り、風土記に、奥津(或是津或奥津或冲津)云々と見えたる是なり、其の駿河草に、奥津縣家の東奥津州の西邊に宗像社有り、奥津島姫命の磯座すを以て、地名も同じく奥津と云へり、兩郡習合家にて、宗像辨財天と云ひ、女體宮と云へり(採要)と有り、又、風土記に、駿河郡妻料神社、和銅元年戊申四月、所祭田心姫也とも有り、又、傳二十七に注せるが如く、江島社説に、大己貴命與久延彦命、合シ力經三營相摸江島、安齋巖島、駿河御嶽と有るは、少彦名命の御名を脱せるか、又は誤れるが其の脱たるにても、誤れるにても無くば、此の時に造らせ給へりとも見る可し、棟梁集に、富士神を大己貴命と云ふも受る所有るべきにや、此に就きて思合せらるゝるは、神名式に、出雲國意宇郡布自奈大穴持神社(風土記云、布自奈社)布自布神社(風土記云、同布自奈社)と有る、布自奈

は富士名の義にて、其の駿河御嶽を作らせ給ひて國の鎮と成給へる由を以て稱奉れる者なるなめり下にも注すを考合す可し、凡て名と云ふは傳二十一、二十七の所々に注せる如く、物を造れば名有り、其の名を負て其の功を標す謂なる是なり、其の社の御事を成抄に、在忌部郡藤名村、稱大穴持高大明神、高御魂命と有る高は、嶽の謂なる可くを所思えたる、又、出雲風土記に、島根郡、布自根美高山、郡家正南七里二百一十步、高三百七十丈、周一十里、(有峰)又、女嶽山、郡家正南二百三十步と有りて、男嶽女嶽相對へるを、其の布自根美と云ふも、富士を造らし給へる君主と御在し座す謂なる可きに、神名式に、同郡布自伎美神社、(風土記、作布自伎彌社)多氣神社(風土記云多氣社)並御在し座すを、或抄に山口郡布自根美山、今稱高山大明神、大己貴命と注るし、又、多氣神社をも其の高山大明神に合祀ると云ふも、大に由有る事共なり、(但傳二十四卷に注せるが如く風土記に、山口郡、郡家正南四里二百九十八步、須佐能島命御子都留支日子命詔、吾敷摩山日處在

詔而、故山口負給と有るは、其の布自伎美山を體と成して山口とは云ふなり、若て、都留支日子命は五十猛命の亦名と思して、其の所に注せるが如し、然る時は、大己貴命と云ふ説は誤なるに似たり、然りと雖も、山を造給ふには、木神も御力を合せ給ふ可き事、田を造らせ給へるに、御歳神の御力を添へ給ふに等しかりぬければ、右の二社の内、一社は大己貴命、一社は五十猛命と心得て違はざる可し、偕、富士神を大己貴神と申すは其の作らせ給へるに由れる事にて、其の山神は大山祇神に座し、其の主神は木花開耶姫命に座すが故に、淺間神社、名神大富知神社、別に立たせ給へるを辨へてよ、偕、神名式に、伊豆國賀茂郡三島神社、(名神大月次新宮、此の郡名の賀茂は、攝津國島下郡三島鴨神社と有る鴨と等しき事、下に注せるが如くにて、此の祭神は事代主神にぞ渡らせ給へりける、其の祭神、式文にては一座の趣なれども、今現に五柱にて渡らせ給へるは、傳九に注せるが如く、其の後三島溝橋姫命と、其の御祖大山祇神間羅神二柱と、宗像大神とにて渡

らせ給ふ可きが、此の國に大己貴神の御社と思しきは、那賀郡築勾神社は三輪神社と申さむが如く伊志夫神社は、和名抄に石火郷有り、是なる可きが今、賀茂郡石部村に座すと聞くと、今の唱への方正しきにて、姓氏錄(山城國神別地祇)に、石邊公、大物主命子久斯比賀多命之後也、と有る此の神に座すならむには、右の築勾は急三輪なる事決き者なり、又、國玉命神社、伊豆志に「君澤郡小土肥村稱大社、出雲杵築大社と同じく、祭日十月十日なり」と云へり、但、神階帳には國玉姫明神と有り、國玉神社は出雲神賀詞に、倭大物主命玉命と見えたる是なり、又、國玉命神社、一本には國主に作れる其然る可し、其の國主神と申す例は、傳二十七に已に注せり、又、神階帳に、賀茂郡從四位上大井明神、正五位上國主明神と申すも所見たり、是大國主神及び其の和魂大物主神、其の荒魂大國魂神、共に此の國に並御在し座す證是なり、此は神代を去りて遠き後の事ながら、天武天皇十三年御紀に、冬十月己卯朔壬辰、逮于人定、大地震云々、伊豫湯泉沒而不出、土左國田苑

五十餘萬頃、沒爲海云々、是夕有鳴聲、如鼓聞于東方、有人曰、伊豆島西北二面、自然增益三百餘丈、更爲一島、則如鼓音神造、此島響也、と云ふ事の有るを以ても、神代の國造の甚しかりけむ御事を想ふ可きなり、又、日本後紀に、天長九年五月庚戌云々、伊豆國言上、三島神伊古奈比咩神二前、預名神、此神塞深谷、推高巖、平造之地二十町許、作神宮二院池三處、神異之事不可勝計と見え、又、續後紀に、承和七年九月癸酉朔癸巳、伊豆國言、賀茂郡有造作島、大名上津島、此島座阿波神、是三島大社本后也、又座物忌奈乃命、即前社御子神也、新作神宮四院、石室二間、屋二間、間室十三室、(下略)と有る此等の事を以て、大己貴神の御事は申すも更なり、其の御子事代主神、又、其の後神等御子等、共に神代に國造、巡り御在し座しける御時に、各、其の御力を合せ給ひて立て給へりし、其の御功の云へば不得、實に云ひ知らず甚も可畏く御在し座しけむ御事をなむ思回らす可き者なりける、(但、伊豆國の事は、鎌倉實記に、伊豆別王子者、景行天皇二十四子、武押分

命也、伊豆風土記曰、割駿河國伊豆乃崎、號伊豆國云々と見えれば、其の以前の神代の事は、駿河國の事に續けて、一に見べき事云ふも更なれば、其の心して考ふ可し、情、上に近江國滋賀郡神田神社を伊豆大社と申し、又、伊豆大明神と申すは、必此の伊豆國の事なる可きに、當國に於て更に思合す可き事なきを、其の加茂郡を大同類聚方に、醫徒國可牟郡と有れば、神田は賀茂田にて、和泉國大鳥郡の式社に鴨田神社有り、姓氏錄に、賀茂朝臣大神朝臣、同祖大國主神之後也と見え、又、大鳥郡郷名に、上神、加無都美和と和名抄に出でたる共を、此に合せて思ふに、若くは三島大社などに、此の神の御在し座しけるが、上古に、近江に移らせ御在し座しけるなどの御事有りて、右の神田神社の號は有るにや、情、相摸國にての御事跡は、右に注せる如く、駿河御嶽と共に、江島を作らせ給へる古傳にて明らかなるを、神名式に、高座郡寒川神社(名神大)御在し座すを、其は胸形神にて御在し坐す由、已に傳十三に注せるが如く、同郡深見神社、和名抄郷名

に深見(布加美)と有り、風土記に、深見神社(或作深水、深海)雄略天皇二十二年三月、所祭關野神也と見え、足上郡寒田神社有るを、豊後國大野郡西塞多神社座すは、東の寒田神社に對へて此を西とは云へるなり、土人云ふ、「大野は大分を誤れるにて、大分郡早田村に在りて寒田八幡と云ふ」と云へれば此の寒田神社も、右の寒川神社と等しく、所祭三女神にて渡らせ給ふ可き御事申すも更なり、又、大住郡比々多神社は傳廿に注せるが如く、天夷鳥命に御在し座して、相武國造の祖神たる事は本よりなる物から、風土記に、比々多伊神社、天萬豊日天皇乙巳十月、所祭大酒解小酒解神也と有るは、梅宮の例にて、大山祇命、木花開耶姬命をも相殿と爲る者なる可し、又、阿夫利神社は、傳九に注せるが如く、高麗神に渡らせ給へるなどを總て思ふに、大山祇神關野神は、右の伊豆國の伊古奈比咩命、亦名溝咋姬命の御父母に渡らせ給へれば、此の國にても、寒川神の夫神と座す大己貴神は更なり、事代主神なども鎮座す御社有るべからむを、風土記の傳はらざるに依て

今考ふ可き便宜無きは、甚可惜しき事なるにこそ(但、伊豆國へ引付けて見べき事云ふも更なり、情、右の寒川神社、寒田神社には、其の後神と共に大己貴神も、並御在し座すらむも知るべからず、又、其の御子神等の御社も、求めたらむには決めて有りぬ可きなり)又、神名式に、武藏國荏原郡磐井神社、風土記に、磐井神社云々、敏達天皇二年癸巳八月、所祭大己貴命也、社邊有磐井、祈事土俗有妾願、則御手洗井水變鹽水、事正直則如清水、近國奇之、祈病者取之服之、其功驗如神、土俗曰藥水と見え、又、大井の地名も此の近きに在り、又、入間郡國渭地祇神社を、式社考に北野村に在り、大己貴命と云へり、又、埼玉郡前玉神社二座は、若くは其の幸魂奇魂神を祀れるなる可くや、玉敷神社は阿波國美馬郡倭大國主、大國敷神社二座と有る、其は傳廿七に注せるが如く、大國魂神にて渡らせ給へるを、式社考に騎西郷騎西宿久伊豆大明神也、大己貴命と有るに合へり、又、男衾郡出雲乃伊波比神社を、兼永本朱書入に、大己貴命也と見え、播磨郡田中神

社を式社考に、三箇尻郷宮島村天神宮、大己貴命五世孫、建甕尻命と云へるは、地神本紀に據りて云へるなるが、右の地名の如くは實に然る言なり、又、比企郡伊古乃速御玉比賣神社は、伊古乃は右の伊豆國賀茂郡伊古奈比咩神と同じく、速御玉は正身は靈神にて座から、健く進りに、御心の一速き由なる事、下に注せるが如くなる可し那賀郡靈蘇命神社は、右に引ける伊豆國那賀郡璽玉命神社に同じきをも思合す可き者ぞかし、又和名抄、郷名に、久良郡、大井、於保井、兒玉郡大井有り、又、加茂と云ふ地名、足立郡にも、埼玉郡にも在り、又、豊島郡に箕輪と云ふ地名の有るも、三輪の義なめり、猶、傳廿七卷に云へるを考ふ可し、安房上總下總の國々の故事は、安房風土記に、平群郡達良郷磯橋八幡云々、所祭宗像神社也、舒明天皇二年庚寅、行三神事と有りて此は和名抄、郷名に、達良(多々良)と有る是なるが、傳十三に注せるが如く、陸奥國安積郡宇奈巳呂和氣神社、(名神大)飯豊和氣神社、隱津島神社を安積三社と云へるを、其の宇奈巳呂和氣神社を

八幡村の八幡と申し、飯豊和氣神社を阿多々羅の飯明神と申し、隱津島神社を内木幡村の辨財天社、是なりと云へる中に、右の阿多々羅は、和名抄郷名に、安達(安多知)と有る本の唱なるを思ふに、此の達良を移して、阿多々羅の地名は出来たれる者と見ゆれば、國造の御事に就きて、甚所以有る御事共なり、又、郷名に、安房郡大井、(於保井)長狹郡賀茂など有りて甚謂有り、又、上總國郡名に長柄(奈加良)有り、神名式に、大和國葛上郡長柄神社(鏡、秘)姓氏錄(大和國、神別、地祇)に、長柄者天乃八重事代主神之後也、と有ると思合す可し、又、畔蒜郡三乘(美毛呂)郷有るは、大神大物主神の由縁有るべき事申すも更なり、武射郡加毛郷有り、右に引ける天武天皇元年御紀に、牟狹社、所居生雷神也、と有る生雷神は、賀茂別雷神と同神にて渡らせ給へるに由有り、神名式に下總國千葉郡寒川神社御在し座す事は、右に注せる相摸國なるに同じき事申すも更なり、風土記に、相馬郡琴泊神社、圭田四十五束、六字田、所祭味相高彦根神也、齋明天皇二年丙辰二月、奉圭

田一加三神禮祭事と有りて、次に、大井莊の事出でたるは、和名抄に謂ゆる大井郷是なり、又、猿島郡高根郷有るは、高彦根の略なる可くして由有り此の邊に、高岑と云へき山などの無き所なるにも心を寄す可し、又、其の千葉郡に三枝郷有り、又式に、出雲國出雲郡印波神社、伊基神社座すに和名抄郡名に、上總國夷漕、(伊志美)下總國印幡有る事、由有りける事共なり、又、風土記に香取郡健田部神社、圭田三十二束、三字田、所祭別雷神也、舒明天皇三年己丑三月、始奉圭田一行三神禮祭事等と有る、右の琴泊神社と同神なり、右の三枝より外に求るに、右の三國共に、大己貴神の御事跡と思しきは見えざる物から、其の後神御子神等の御事、如此詳なる上は、其の思を成す可き者になむ有りける、(其の三枝と云ふは神名式に、大和國添上神率川座、大神御子神社三座と有るは、傳廿四卷、廿七卷に注せるが如く、大物主神、大國魂神と、其の御子事代主神とを祀れる趣なるを、神祇令三枝祭義解に、謂率川社祭也、以三枝華一飭酒饗祭、故曰三枝祭也と見

えたる是なり、又、大三輪神三社鎮座次第に、春日三枝神社、媛蹈輪五十鈴媛命也と有る、是其の別社なり、此に據りて見る時は、此の三枝郷にも必、其の神を上古より祀祭れる御社なむ有るべかりけるを、或に漏給へる故に、其の便宜無きこと惜しき事なりけれ、(神名式に、常陸國眞壁郡大國玉神社、此の御事に就きたる共は、己に傳廿七に注せるを、猶、云は、今大國玉村と云ふに御在し座して、所祭二座にして、東を男體宮と申して即、大國玉神なり、西を女體宮と申して、活玉依媛命を祀ると云ふ、活字は行にして、玉依姫命は即、上に謂ゆる賀茂御祖神と一にて、大己貴神の後神に御在し座すから、此に其の荒魂神と共に並御在し座すなめり、又、新治郡稻田神社(名神大)は、其の大己貴神の御祖なり、同郡鴨大神御子神主神社は、事代主命の御子鴨主命に座す事、下に注せるが如し、和名抄に、茨城郡生國郷有るは彼生國足國神の御名の傳はれるなり、又、神名式に、多珂郡佐波波地祇神社は、清和天皇實錄に、謂ゆる三枝祇神の御事にて渡らせ給ひ、那賀郡河

波山上神社と、此の二社を合せて、大和國添上郡  
 率川座、大神御子神社三座、率川阿波神社と並立  
 たせるにも符合へり、又、當郡大井郷有り、若て  
 神名式に大井神社所見えたり、偕、其の三代實錄  
 に、貞觀十六年五月十一日丁酉、授常陸國正六  
 位上飛護念神國津神從五位下、と有る飛護念神  
 は、味耜高彥根神に御在し座すべく、國津神は、  
 例の大己貴神に渡らせ給ふ可き御事更に論無く、  
 又、仁和三年三月廿八日丙子、授常陸國正六位  
 上郷造神從五位下、と有る郷は久遠と訓むべく  
 して、傳廿七に注せるが如く、國作大己貴命に御  
 在し座すべし、右、三社共に式外には御在し座し  
 ながら、甚止事無き神になむ渡らせ給へりける、  
 又、事の因に思寄れらくは、神名式に、茨城郡羽  
 梨山神社、大同類聚方十六に、波那之藥、常陸國  
 茨城郡拜師里羽梨山之神社傳、不流方と有れば  
 藥師神には御在し座さざるか、波那之は花鎮の略  
 には非るか、廿八社鎮座と云ふ物に、在六戸郷  
 岩間村南臺山麓羽梨山、土人傳云、昔此山也櫻  
 樹爲林、每春花盛開之時、連乎如雲、因名曰花

白山、後世謂之花志山一説也、亦改爲葉梨一俗  
 耳、祭神木花開耶姬命(社記)と云へる花白山の説  
 は、花鎮山を取違へたる俗傳なる可し、當郡城上  
 郷有るをも思合す可し、神祇令季春鎮華祭義解に  
 謂大神狹井二祭一也、在春華飛散之時、疫神分  
 散而行病、爲其鎮退一必有此祭、故曰鎮華祭一  
 と有る是なり、然して、祭神を木花開耶姬命と云  
 も謂有る事にて、傳廿七に注せるが如く、其の鎮  
 華祭には櫻を被用る定なればなり、三代實錄に、  
 貞觀十二年八月廿八日戊申、授常陸國從五位下  
 羽梨神從五位上、仁和元年九月七日戊子、授常  
 陸國從五位上羽梨神正五位下、と有りて、此には  
 山を略きて、唯、羽梨神とのみ有り、然る時は花  
 鎮神と申すに愈、以て近き者なり、(偕、大同類聚  
 方十八卷に、迦志麻樂、常陸國鹿島郡鹿島乃造  
 中臣鹿島連之家二傳流方、元者少彥名命之方也  
 有りて、此の地に少彥名命の神方の傳はる事は、  
 彼の二柱神相並び御在し座して、國造給ひし御時  
 のなる可くして、其は此の度より遙に以前の御事  
 なり、神名式に、同郡大洗磯前藥師菩薩神社、名

神大、那賀郡酒烈磯前神社、名神大と有るは、彼の  
 文德天皇の御時よりの御事なれば、此の神代の御  
 事に係て、沙汰し云べきに非ず、其の都賀郡阿波  
 山上神社、多珂郡佐波々地祇神社等の説は下に云  
 ふべし、又、傳廿七大物主神、又、大國玉神の下  
 に己に注せるか、神名式に、上野國山田郡賀茂  
 神社、美和神社御在し座すを、其の賀茂神社を頭  
 注に、大山咋神、美和神社、大己貴命と書せり、  
 但、此は豊城命の大和より勸請れるにも有るべか  
 りけれども、其のみならず、神代の由緒思ゆる事  
 なむ有りける、其の佐位郡大國神社の御事は、同  
 式に、大和國城上郡狹井座、大神荒魂神社五座  
 (鎮野)と有るに合へり、偕又、傳十三に注せる、  
 當國神名帳に、群馬西郡從四位下胸形明神、甘  
 樂郡從五位上億津宮明神、群馬郡正五位上息  
 津宮明神、群馬西郡從三位億津宮明神、又、綠  
 野郡從四位下水沼明神、群馬西郡正五位上、水  
 沼明神など見えて、此にて三女神の御在し座す御  
 事知られたり、又、群馬郡從五位上大井明神、  
 群馬西郡正五位上大井明神と有るは、即、大山

咋神に御在して、松尾同體なる事、己に注せるが  
 如く、又、邑樂郡從五位上長柄明神は、事代主  
 神に座事、右の上總國の下に注せるが如く、又、  
 勢多郡從五位上白川明神、此は式に、陸奥國白  
 河郡都々古和氣神社(名神大)を、頭注に味耜高彥  
 根命と有るに思合はす可く、又、山田郡從四位上  
 磯部明神は、天日方奇日方命に座して、事代主神  
 の長子なり、新田郡正五位上阿波明神は、事代  
 主神の本后に座す事、右に伊豆國の下に云へり、  
 群馬西郡從三位新渠明神は、其の後溝橋姬命に  
 は御在し座さざるか、碓氷郡從四位上若國玉明  
 神は、天孫降臨章に、下照姬命を亦名高姫、亦名  
 稚國玉と有るに合へり、此に就きて思ふに、神名  
 式なる那波郡倭文神社は、因幡國高草郡にも同  
 社の有るを、頭注に下照姬命と有るに准らふ可き  
 か、和名抄郷名に、倭文(之止利)と有れば、此は  
 別神とも聞ゆるなり、又、群馬西郡從三位諏訪  
 若御子明神は、上に云へる遠江國磐田郡なるに等  
 しく御在し座して、即、建御名方神の御事にて、  
 皆がら、國作の御事に御功座しける神等に渡らせ

給へりけり、(又、利根郡從三位大社明神と有るは、即、杵築大社の御事なるなり、又、群馬郡從三位大奈知明神、小奈知明神等の御在し座すは即、大己貴命、少彦名命に御在し座して、此は、二柱神の相並び御在し座し、古の御事にて此とは別の度なり、) 此の上野國は、崇神天皇四十八年御紀に所見たるが如く、御諸山に止り座し、夢の瑞を得て、豊城命東を治めさせ給へれば、其の時に、右の美和神社などは祀らせ給ふ可く、又、履仲天皇四年御紀に、車持君筑紫に行きて、其の筑紫神の御祟を得奉りたれば、其の事に因りて、胸形神をば本國にて祀れるも有るべかりけれども并並ては皆神代の故事に因りて、其の神社は傳はれる者とぞ所見たりけり、又、傳廿四卷に注せるか如く、神名式に、勢多郡赤城神社、名神大を上野國志と云ふ物に、所祭大己貴命と見えたるを、夫木集に、「鎌倉右大臣、上野の勢田の赤城の神社日本に何で跡を垂れけむ」と有る韓社は、韓神社と云ふ事と聞ゆ、然る時は、大己貴命少彦名命に御在し座すべき御事申すも更なり、但今、赤城三

所明神と申せれば、國韓神を合せて三神なるに於然る時は、大物主神も御在し座すなりけり、續後紀に、承和六年六月甲申、奉授上野國无位赤城神從五位下、三代實錄に、貞觀九年六月廿日、授上野國從五位上赤城神正五位下、同十一年十一月廿五日、授上野國正五位下赤城神正五位上、同十六年三月十四日、授上野國正五位上赤城神從四位下、元慶四年五月廿五日戊寅、授上野國勳七等從四位下赤城、召神從四位上と見えたり、但、一説に、姓氏錄、河内國皇別廣來津公、上毛野朝臣同祖、豊城入彦命之後也、三世孫、赤麻呂依家地名、負三尋來津君者、と有る此の赤麻呂を祀れるにやと云へれど、其は、河内國にて土著たる人と見ゆれば、此には由無し、本國神名帳には、正一位赤城大明神と見ゆ、(傳、神名式に、下野國都賀郡大神社、頭注に三輪大明神也と注るせり、又、其の國の式社考と云ふ物に在、惣社村、大己貴神と云ひ、大前神社同考に、在大前村、大穴持神と云へり、村檜神社同考に、小野寺村に在りと云ひて祭神を畫さず、一説に、出

雲風土記に、神門郡朝山郡家東南五里五十六歩、神魂命御子真玉著玉之邑日女命座之、爾時所造天下大神大穴持神妻給而、每朝通座、故云朝山と有るに據りて、此の女神に座すにやと云へるは然も有りなむ、右に神魂命御子とは有れども實は玉依姬命の亦名なる由、傳十三、廿四に云へり、又、下に注せるが如く、河内郡二荒山神社(名神大)は、一宮記に味相高彦根命と見え、又、異本には大己貴命男事代主神と書し、頭注には事代主神と有るも、同神の御上なれば違へるには非ず、式社考に、「河内郡宇都宮に在り、大己貴命に八重事代主命、健御名方命を合せ祭る、即、奥州道の宇都宮大明神なり、此の社舊日光山の内白峯山に在り、豊城入彦命勸請なり、神護景雲年中、今の地へ遷座なり、攝社下宮は味相高彦根神を祀る」と云へり、性靈集便蒙に、祭大己貴與健御名方、爲本宮新宮と云へるは、其の日光山の御事なり故思ふに、日光の本社は宇都宮の遙社なる可きか一説に、日光の本宮を與宇都宮同體味相高彦根命、新宮を大己貴命、瀧尾を田心姫命と傳へて、

是謂ゆる日光三社なり、外に寂光を下照姫命と申せり、皆國作の神等に御在し座すは、深き所以有る御事と所見たり、又、式に、芳賀郡大前神社式社考に、大前村に在り、大己貴命と云ひ、那須郡健武山神社は、素戔嗚尊に渡らせ給ふ由、傳廿六に注せるが如く、又、美和神社の御事は傳廿七に云ひ、又、寒川郡胸形神社の傳十三に已に注したりき、(此の胸形神社の御事に就きては、右に已に云へる、相模國高座郡寒川神社名神大、下總國千葉郡寒川神社の由緒をも説る可し、同じ八幡神にて御在し座せばなり、) 傳、右の二荒山神社、名神大の二荒は、謂ゆる男體山女體山の二並ぶに因れる名稱なるを、右に引ける便蒙に、補陀落山本名二荒山、祭大己貴與健御名方、皆荒神故名、一説、春秋二時有大風雨、故名二荒、後改日光者吳音相近也、亦名補陀落者倭語相近也、と云る荒神の説も、大風雨の説も、共に大なる非事なり、又、其の二荒を日光と書けるは、實に右の如く吳音の相近きに因れる事なるを、後世、又、其の日光の字に就きて神怪の説を吐くは、妖僧の妖

言より起りて、天下を恐証かす者にして云ふにも  
 足す。又、神名式に、陸奥國白河郡都々古和氣  
 神社(名神大)頭注に、味相高彦根命と有る、即、  
 上に注せるが如く別雷神の御事なり、同郡飯豊比  
 賣神社御在し座すも由有る御事なるに、攝津國東  
 生郡比賣許曾神社(名神大)月次相嘗新嘗(の社  
 記に、雀宮神社、祭神二座、別雷命飯豊命(下照  
 擬別稱也)勸請奥州白河郡仙谷郷一矣と有るは、  
 其の社は臨時祭式に、亦號下照比賣と有る社な  
 れども、故有りて右の二社の神を祀へるなめり、  
 此を以て、陸奥國に止事無き由緒有るを曉るに足  
 れり、又、同郡八溝嶺神社白河故事考に、黄金神  
 也、今所祭二座、山王大己貴命、日本事代主命と  
 云へり、其の黄金神と云ふは、續後紀に、承和三  
 年正月辛丑朔乙丑、詔奉充陸奥國白河神從五  
 位下、勳十等八溝黄金神封戸二烟、以應國司之  
 請令採得砂金、其數陪常能助遺唐之資也、  
 と有る是なり、又、右都々古和氣神社故事考に、  
 在石川神須釜村(俗曰八幡)祭神高彦根命神主  
 所傳記に、「此の神炭を作る事を人々に教へ給ひし

事、鹽竈明神の鹽を焼く事を教へ給ひしに同じ、  
 同村、大安寺文書にも、此の事の趣見ゆ、大安寺  
 (永和三年)文書、陸奥國炭釜云々」と有り、又、  
 宮城郡伊豆佐賣神社、風土記に、伊豆佐賣神社、  
 所祭神權比咩也(下略)と有る、即、事代主神  
 の后神にて渡らせ給ひ、又、式の志波彦神社(名神  
 大)は和漢三才圖會に、當社の御事を祭神一座、味  
 相高彦根命相傳、當社明神始燒鹽と有り、猶、此の  
 事は別に下に云ふべし、又、式に加美郡飯豊神社  
 和名抄郷名に宇多郡飯豊有り、又、信夫郡東屋  
 國神社、磐城郡大國魂神社と有るは傳廿七に注せ  
 るが如く、大己貴神に思合す可く、牡鹿郡大鳥神  
 社、桃生郡計仙麻大鳥神社(名神大)は、謂ゆる胸  
 形中津島神なる可き事、傳十三に注せるが如く、  
 又、行方郡益多嶺神社は、予、往年詣奉りて神主  
 田代尊信と云ふに聞きたるは、此の地を大田村と  
 云ひて、祭神は大國主神なり、今、甲子宮と云ふ  
 と云へり、會津郡蓋養國神社と有る、蓋養は其の  
 御功を以て稱へ、國神は例のなる可し、又、小田  
 郡黄金山神社は、傳十二に引ける舊説に、開闢之

始、三輪明神以四捨一之、練黄金造此巨島  
 と云へり、然して、其の祀神は宗像神に御在し座  
 す事實に所以有り、又、右に注せるが如く、安積  
 郡宇奈己呂和氣神社(名神大)は八幡神と申せど  
 も、白河郡都々古和氣神社(名神大)と聞ゆ、八  
 幡と申すは其の從祀なるにて、即、玉依姫命の御  
 事なりけり、飯豊和氣神社は下に云へる如く、下  
 照姫命に由有り、隱津島神社は、本より宗像神に  
 御在し座せば、此の三社を合せて御母子二神なり  
 けり、又、和名抄に、當郡鍛山郷、有る事、上件  
 丹波國鍛山神社の御事に思合せられ侍り、(傳、右  
 の蓋養國神社を大己貴神に御在し座すべく思定む  
 る由は、凡て天上の御事は別にして、桑麻を國土  
 に弘めさせ給へるは、即、大己貴命、少彦名命二  
 柱に渡らせ給へる由は、先麻の事は傳廿七卷に引  
 ける駿河風土記に、富士郡權原豐麻神社二座、  
 所祭大己貴命與少彦名命也、と有るは、此の二  
 柱神を稱へて豐麻神と申奉る證是なり、又、同卷  
 に引ける伊賀風土記に、阿拜郡拓植此山有レ  
 神奉レ申敢國、所謂少彦名之命也云々、使

守此郡之時國神奉愛敬之義也、と有る國神  
 は大己貴命の御事なるが、右に使守此郡と有る  
 を以て、二神の姑く其の地に留らせ給へる御事を  
 知るべし、然るに、其の郡名の事を、右風土記に  
 天照大神自天上下天之阿波云々、故名阿波、  
 謂阿孟者音訛也と有りて、粟を以て號けたるを  
 以て、拓植も其の拓の自然に生るならば拓生など  
 とぞ云ふべき、必、其の植えたる者の何れにか有  
 るに依りて然か云ふと聞ゆ、若て、其の植えたり  
 し者は誰か有らむ、右の二柱神に御在し座す御事  
 著きを、其の拓を何の爲に植たるぞと云ふに、其  
 の葉の屬にて蓋養の爲なり、此を以見る時は、此  
 にも其の方を弘め傳へさせ給へるなどに依りて  
 蓋養國神社とは稱奉れる者なる可し、出羽國は、  
 和銅五年に陸奥越後二國を割きて、初めて置れた  
 るなり、然れば各、其の本國に本著きてなむ其の説  
 を得べかりけらし、先和名抄郡名に、置賜(於伊  
 太三)と有るや其の國作の本なるらむ、出雲風土記  
 に、意宇郡母理郷(中略)所造天下大神大穴持  
 命、越八國平賜而還座時、(中略)但、八雲立出雲國



者、我靜座國、青垣山廻賜而、玉珍置賜而守詔、故云文理(神龜三年、改三字母理)と有る、此は國避の以前の事なるにて、此に列の可きに非ずと雖も、右の越八國の竟と云ふは、今の出羽の地名なりければ、此の故事に因りて、自然に置賜の名も此に遣れる者と所見たり、然るは、大同類聚方廿九卷に、无良耶毛藥、出羽國耶山長國之家方と有るは、最上(毛加美)村山(牟良夜末)と有りて、置賜と相接ける郡共なるに、其の續きの天喜本に胸返乃藥、坂上大忌寸新田麻呂奏方、元者道反神方と有るは、其の村山郡に傳へたるを傳奏されしにて、續紀に、寶龜元年九月乙亥、正四位下坂上大忌寸新田麻呂、爲陸奥鎮守將軍と有る、此の時の事なりけらし、備、此の道反神と申すは岐神の御事なる由、傳八、十、十一に己に注せるが如し、然して、廿七に注せるが如く、天孫降臨章なる、大己貴神の國避の時の御言に、吾以此矛卒有治功、天孫若用此矛治國者、必當平安と有るに當りて、乃萬岐神於二神曰、是當代我而奉從也(下略)と有りて、一は其の神體の廣矛を

以て傳へ、一は廣矛の御魂の岐神にて傳はりたる者にして、此に岐神を薦めて奉給ふ御言にて、其の平國の御時に伴ひ奉らせ給へる御事著明し然る時は、此の村山郡に、其の道反神の神樂の傳はれる事、其の大己貴神と共に國巡り御在し座しける御時に非ずして、何れの時とかは云ひ定む可き、此に妙なる傳説なむ有りける、其は傳廿七に引ける最上郡なる古老の口傳に、「古、出雲國に阿古夜と申す姫君有り、陸奥國に藤と云ふ男なむ有りと聞く、其こそ吾妹と定む可きなりければとて來賜ひしが、置賜村山の邊に川有り、歩渡り爲給ふとて裾を高く上げければ、其の脛白く水に移れるを里人の見て笑ひければ、耻川と云ふ名遣れり、若て室澤と云ふ山内にて、終に其の藤と夫婦と成りて、或時下江と云ふ所に出でけるに、大水溜り有りと雖も、群山相重りて下に流る事能はず、此に於て、人夫を促がし其の山を切流し、が、水勢甚早くして急流落ちて、唯、最上の内に長泥泥澤盤澤と云ふ所にのみ水残りて、大抵は平地と成れり、其の地今最上郡と云へる是なり、其の水

流は謂ゆる最上川と云へる是なり、其の山を流し入たる土砂も、亦國と成る、今の莊内の地是なり」と云へる其の阿古夜と申せる女神は、出雲風土記神門郡多伎郷に、謂ゆる所造「天下」天神之御子阿陀加夜努志多伎吉比賣命の阿多加夜を祀れる者にして、即、下照姬命の御事なり、和名抄、郷名に、最上郡大倉、村山郡、大倉有るを、地神本紀に、其の命を坐、倭國葛上郡、雲梯社と有るを、式に大倉比賣神社(一名梯社)と見えたるにて、其の所縁有る事を明らむ可き者なり、其の藤と云ふ男の事詳ならず、此の神を稚國玉神と申せば、其の國神と共に國を遣らせ給へるを、御妹妹の如く申辭めたりし者なめり、此の説の如くば、最上村山置賜の三郡も、古は大なる湖水にて在しなりけり、其の磐を抜て水を通給ひしも著く、最上川筋船方と云ふより莊内の清川と云ふ迄、三里許の間は、川の左右に磐石壁立て陸に通ふ可き路無く、唯、舟の往來有るのみ、僅に水流の上に細く青天を望むより外は、四方に眺むる所なむ無かりける彼の丹波の大井川、信濃の越後川を切抜かせ給ひ

て、上に牟田の地出で來り、下に海を埋めて國土の廣まれるに同じがければ、右に謂はゆる陸奥國に別雷命、飯豐命並御在し座す御事に思合す可きなり(備、飯豐と申すは、字の如き意にて、國を作り御在し座して、飯田を天下に豐饒に物爲させ給へる謂なる可し、地神本紀に、事代主神の妹高照光姬大神命と有るは、此の神なるを、倭國葛上郡御歳神社と有るは、此の神を御歳神と申す義には非ず、其の御歳神社の内にも、從祀と爲す御在し座す由なる事、傳廿四卷に注せるが如く倍、如此御歳神と共に御在し座せば、亦の名を稚國玉命と申して、御父の大國魂社に對はせ給へる御名なれば、必、御飯田の事に因らせ給へる御功座すべき御事申すも更なり、備、白河郡に今も飯豊村有り、又、會津に飯豊山と云ふ有りて、陸奥一國の大山なり、越後、出羽に跨りて、四時雪絶えず、山上に社有りて飯豊權現と申す、土俗は伊比傳山と云へり、是亦、置賜郡に係かれる山なることも考合す可し、備、和名抄に、最上郡に郡可、山方の郷有るは、郡可陸地にて、其の大湖に對へ

たる名、山方は其の大水に浸らざる山方なる謂なる可くや、何れに爲ても最上川一方を水口にして此の三郡は湖水なりし状は、今も著明く所見たり。傍、右の群山を切崩し流したる土砂の、國と成れる今の莊内の地是なりと云へるは、和名抄に謂ゆる飽海(阿久三)田川(多加波)出羽三郡の地是なり、其の飽海は開海の義にして、今陸と成れる平地は、古には海なりし時の稱の遺れるなりけり、今も其の最上大川の水底より、數十圍の埋木を掘出せる事常として、奇らしらざるを以ても、其の川上より大山を崩し入給へりし事、現に見て知る事なり、此の時の大己貴命は、何處にか御在し座すらむ、今考るに、傳十三に注せるが如く田川郡伊波波神社傳に、所、祭玉依姫命と云へるを、猶、素戔鳴尊大己貴命も御在し座して、凡て三神にて渡らせ給へる状なり、大同類聚方三十二卷に、修倭伴仗倭例、出羽國田川郡伊波波之美之耶之路仁津太布流藥也云々、又、伊波羽藥、同社に傳流久須利云々、と有りて藥方の傳はれる事、亦、大己貴命の御在し座すに思合せらるる者

なり、兵家茶話に、羽黒は犬物主神なりとぞと云へるも、若古傳ならば實に故有り、此の山を今羽黒山と云へるを、實に國見山と云ふ小山有るに、國の異域とも云ふべき地にして、實に三郡を一目に眺望る處なり、其の最上より山を流して入海を埋め、國を作らせ御在し座しけるも、斯る地よりとぞと思浮ばる、状なりけれ、同郡山豆佐尊神社は、右に注せる陸奥國の伊豆佐賣神社と一にして、所、祭玉依姫命に御在し座して、事代主神の後神なり、又、式外にて、荒倉神社、所、祭事代主神なりと、土人此を傳へ、其の續きに加茂浦と云ふ地有る事奇しき迄合へるを、又、式外、飽海郡に大井神社有り、城輪神社有るは大三輪と同じく、飛鳥神社は例の如く、事代主神になむ渡らせ給へりける、傍、又、傳十三に注せるが如く、神名式に謂ゆる飽海郡大物忌神社(名神大)月山神社(名神大)は、其の伊波波神社に御在し座す玉依姫命は、其の保食神を齋かせ御在し座す神に渡らせ給へれば、大己貴神以下の御事迹、將此の莊内の地には、多

在りぬ可き御事なりかし、傍、其の平鹿郡鹽湯彦神社波宇志別神社は、大己貴少彦名二神と思しき由有りて、傳廿七に注せるを、和名抄に大井郷有り、河邊郡川合郷有るは事代主神に縁有り、又、二郡共に邑知郷有るは、神大市比賣命に由有る地名なる由、傳廿一に注せるが如し、又、神名式に山本郡添川神社、土人云ふ、三鞍鼻の高岳山に在り、播磨國廣峰神を徙奉りて牛頭天王と云ふと云へり、然る時は、傳廿一、廿五に注せるが如く、傍磨郡白國神社にして、所、祭素戔鳴大神に渡らせ給へれば、愈、以て由有りと謂ふべし、若くは添は、彼の謂はゆる國神を古事記に、會富理神と有り、天孫降臨章第六一書に、添山此云、會富理能耶麻、と有る添と一にして、此には彼の國神大物主神の御在し座すに依りて、里名と成り、又、川名とも成れるにて、大和にても國神に依りて會布の地名は出來、其の上に添上添下と云ふ郡名と別れたるに等しくや有らむ、然して、右の廣峰は、山城國の祇園社の本社なりと云へれば、此に廣峰より徙奉ると云ふは、祇園の國を二に爲て云ふ説な

め、(齊明天皇四年御紀、阿陪臣の蝦夷を伐たれし所に、磐田津代三郡の蝦夷の乞降へる時に、磐田恩荷進而登曰云々、若爲三官軍、以儲弓矢、磐田浦神知矣と有るを、此の副川神社の事に古人の云へるは然も有るべし、和名抄に、秋田郡添川郷有るをも註と爲べし、傍、右の恩荷とは別に、其の秋田郡の北に當りて、謂ゆる八龍湖を隔て、男鹿島と云ふ有り、飽海郡の北端に女鹿浦と云ふ有るに對へる名なる可くして、副川神社よりは其近き所なり、其の島に奇異なる石窟有りて、窟中恰も玉を敷けるが如く、實に神境なるが、蘇武廟とて可畏き神社有るを、土人漢武の時に蘇武が流離らはれし地に、祠を建てて祀ると云へるは附會の説にて、云ふにも足ざる事なるが、若くは、此の國作の時などの神跡なるにや、外に思ひ合はす可き事としては無けれども、其の島に加茂村と云ふ地の二所有るには、決めて有やう有るべきに就きて後勸の爲に云ふのみ、傍、大己貴神の越八國を平けさせ御在し坐しける御事は、傳廿七に引ける紀伊國日高郡下愛德社建保緣起に、「水母行く國漂

よひ、大男汝世を始給ひし時、古志の片道七日行  
く船泊無れば、此の神泊を造らむと思し食して宮  
を出て、其所に御在し座して作給へど、晝作給へ  
ば夜崩れ、七日の其間三度作給へども作固め敢へ  
ず、杵春宮に還り給ひて、諸神に告げて、宣は  
く、我此の泊作らむと思ひ立ちたれども、更  
に作立つる事を得ずして還給ふと宣ふ時に  
熊野神、吾彼の泊作らむと思し食して、杵春神に  
白給はく、我彼の泊作るに、若は三日、若は七日  
又は一月、若は半年、若は一年の間に作る可し、  
〔下略〕と云へる古志の片道と云ふは、出雲より越  
後出羽迄の海道を云ふなる可きが、右の文に依る  
に屢々往還爲させ給へる趣なれば、何れより如何  
に御在し座せるに、本より知るべからざるを、今  
は中洲より七道を被立たる次第に依りて、先北陸  
道の事は、先若狭國より筆を起す可きなり、神名  
式に、若狭國遠敷郡彌和神社、阿奈志神社見え  
たる、其の彌和を從來、伊和と訓來れるは、播磨  
國安栗郡伊和座大名持御魂神社(名神大)と有る  
に思合す可く、阿奈志は傳廿七に注せるが如く大

己貴と申す御名に起れる大和國の地名にて、其の  
本社は即、八千弋神の御事にて、大和社にては大  
國魂神と並御在し座れば、彌和神社と合せて、彼の  
大倭神社注進狀に、倭大國魂神者、大己貴神之荒  
魂與和魂、戮力經營天下之地、と有るにも符合  
へり、大同類聚方に、袁伎原藥、又、角鹿藥、越前  
國角乃浦人若狹彦之家傳方、元波大己貴神方と有  
りて、此の神方の此に傳はれるを以ても、若狹越  
前を係て此の神の御在し座しける古を思ふ可き者  
なり、又、和名抄に、安賀(安加)郷有るは、上に播  
磨國飾磨郡英賀郷の故事、又、伊賀國を吾國と  
云ひて、猿田彦神に由縁有る事を思ふ可き者な  
り、同郡多太神社を社記に、祭神大己貴命と云へ  
るも由有る可し、又、大飯郡大飯神社は、古老の傳  
に、猿田彦命往古此の邊の田を開發給へり、故  
大飯鎮立明神と申す、神體は鋤鍬にて渡らせ給へ  
り、土人畠を作始むる事を鎮立と云ふ、と伴翁の  
官社秘考に云へり、古の猿田彦命は事代主神にて  
御在し座す由、傳に見得たる事有りて下に委しく  
注せるが如し、右の鎮立明神の説は、上に注せる

丹波國松尾嶽山兩社に、鋤鍬を別て被記るに等し  
く有りて、即、國作の故事の遺れりし者なりけり、  
又、佐伎知神社を素戔鳴尊、稻田姫命、大己貴命也  
と云へり、佐伎知は割地にて、傳廿七に云へる國引  
の御故事などに因れるならむも亦知べからざるな  
り、其三方郡、多由比神社、關見神社座すは、出雲  
風土記國引の文に、自手波之打絶而、關見之國  
是也と有る手波を、手染とも、手結とも云ふ説有  
りて、手染は鳥根郡の郷名なり、手結は同郡手  
結崎、手結浦と云ふ有り、關見は其の未官知社に  
核見社有る是なるが、右の多由比關見の兩社共  
に、國引の事に甚關れ有る出雲の地名なるをも思  
合す可し、又、其の關見は出雲若狹共に、播磨風  
土記に安栗郡核見、佐用郡比賣命於此山得三金  
校、故曰山名三金校、川名核見と有るに起り、又、  
御方神社は下に注せるが如く、播磨風土記安栗郡  
三方郷より出でて、祭神は大己貴神に渡らせ給ひ、  
又、地神本紀に、照ゆる天日方奇日方命の御名も亦  
此に起れる者にして、事代主神の御子なり、但、古  
事記には、大物主大神娶三活玉依毘賣、生子名櫛御

方命と有り、又、和爾郡神社は、地神本紀に、素戔鳴  
尊八世孫、阿田賀田須命を和爾君等祖と有にも合  
へれば、右の多太神社は、其の子大田田爾古命に  
座さむも知るべからず、又、本國神名帳に、遠敷  
郡正一位賀茂大明神と有るも、神代よりの舊地  
と思へかしき事共になむ有ける、(伴翁の私考に、  
志云、在賀茂村、社記曰祭事代主命、靈龜元年降  
臨、其後造祠、郡縣志傳云、靈龜二年降臨之時、白  
猿供奉、然指東方、以其所指爲靈地、養老元年、  
建社于其處、而祭之、里人云、此の神社、昔は神田  
も有りて、山城國賀茂の社司來りて神事仕奉れり  
と云々、と見えたり、又、正五位小野賀茂明神、  
又、正五位矢波前賀茂明神、在三田村、稱山城賀茂  
明神、山城國上賀茂より移祭れり故有りて、今に上  
賀茂より神稅を分ち授くと云ふも、由有りげなる  
事共なり、下を見る可し、借、右の多太神社を私  
考にも、大田田根子命と云へるは然も有るべく  
也、彌和神社を國帳に、三輪大歲彦明神大歲姫  
明神と云へり、此の事已に傳廿七卷に云へり、  
又、阿奈志神社は、若狹志に、山王祠在奈胡村、

社家説曰、天德二年戊午創建、祭大己貴命と云へり、又、神名式に、三方郡須部神社座を、惠美須神と云ふは少彦名命の御事なるを、例の夷神とは申せるにても有らむが、但、此は試に云のみ、又、神名式に、越前國敦賀郡御神社、出雲風土記に、須佐能島命御子都留支日子命と云ふも見えたり、天利御神社は、素戔嗚命に渡らせ給ふ可き由、傳十一に云へり、又、田結神社は、右の若狹國三方郡にも、多由比神社有りて、彼の國引の文に、故將作縫二詔而云々、國々來々引來縫國者云々、と有る是にて、國の有餘を引來て、國の不足に縫作給へれば、手結の義にて、即、出雲國島根郡の地名なるに、此に所以有り、又、久豆彌神社は、出雲國楯縫郡玖瀆神社有りて、風土記に、所造天下大神命、天御飯田之御倉、將造給並寬巡行給、(下略)と有る故事有る地なるをも思合す可し、又、野坂神社は、和名抄筑前國郷名に、宗像郡野坂(乃佐加)と有りて、傳十三に注せるが如く、伊都伎島神に由有る地名なり、又、大原神社は、三代實錄に、元慶四年九月十七日戊辰、授越前國

從四位上大原神正四位下と有るは、大和國葛上郡大倉比賣神社(一名雲梯社)と有るを、地神本紀に、下照姬命を座倭國雲梯社と有るにも合へり、又、市振神社は、隱岐國知夫郡由良比女神社(名神大、元名和多須神)即注に、大己貴命嫡后、須勢理命と有るをも、其の御山縁に就きて考合はする事有りて、下の丹後國加佐郡伊知布西神社の下に注せり、又白城神社は素戔嗚命に御在し座すらむ事は、已に傳廿六に云へり、又、大神下前神社は、大物主神の后神に御在し座べく、又、丹生郡大虫神社、(名神大)小虫神社は、大己貴少彦名二神にて渡らせ給ふ由、已に傳廿七に注せるを、猶下に引ける丹後風土記に、伽佐郡志樂郷の文に、往昔、少彦名命大穴持命、當巡覽所治天下一時而、悉巡行於此國一舉更到座于高志國云々、と有るに思合す可し、又、兄子神社は考證姓氏錄(大和國神別地祇)に、和仁古大國主神六世孫阿太賀田須命之後也と有り、又、枚井神社は、府中平田村の加茂神社是なり、と土人云へり、和名抄に、當郡賀茂郷有るを以、見れば其其の謂有

り、又、雷神社は別雷神には座さざるか、然る時は右の三社共に、由有る御事共なりけり、又、今立那國中神社二座は、若くは右の二神か、又は國津神の謂なる可くや、石部神社は例の大己貴命に座し、岡本神社は上に云へる近江國なると等しく、素戔嗚尊に御在し座する可し、和名抄には、丹生足羽兩郡共に岡本郷有るなり、又、須波阿須岐神社三座と有る須波は、健御名方神、阿須疑は味相高彦根神と今一神とにて三座なる可し、又、舟津神社、今本丹に誤れり、和名抄に船津(布奈都)郷有るを證と爲へし、行囊抄に、鎗江町内に搦社有り、是を當國一宮大己貴命と云ふ、と有り、又、足羽郡足羽神社は、傳廿四に注せるが如く、阿須波神に御在し坐すを、大同類聚方六十九に、阿須波藥、大己貴命乃神方(下略)と有りて、斯る藥の傳はれるを思へば、大己貴命も御在し坐すべきは、和名抄に少名(乎多)郷有るは、多は奈を誤れるにて少彦名命に由有る地名ならむにも思合はす可し、又、大野郡坂門一事神社は、一事主神に坐す事申すも更なるに、國生大野神社は大己貴神なる

可き由、傳廿七に已に注せるが如し、又、三代實錄に、元慶七年十二月二日、授越前國、正六位上氣多神從五位下と有るは、式内の何社なるか詳ならずれども、必、其の神の何れにか御在し坐す事の證文なり、(其の少彦名命と相並は給へりし時の御事は、傳廿七卷に云へり、若て上件に敦賀郡田結神社は、萬葉三卷三十四丁、角鹿津乘、船時歌に、大夫乃手結我浦爾云々、反歌に、越海乃手結之浦矣とも有る是なり、又、同郡玉佐々良彦神社は、月夜見尊に御在し坐し、信實貴彦神社は、素戔嗚尊にて渡らせ給へるなども、皆、由有る事共なり、借、類聚三代格に、弘仁十四年二月三日、太政官謹奏、割越前國江沼、加賀二郡、爲加賀國一事云々、又、元正天皇御紀に、養老二年五月乙未、割越前國之羽咋、能登風至珠洲四郡、始置能登國と有りて、右の二國共に越前本國の縁を離れて見べきに非ず、神名式に、加賀國江沼郡宮村岩部神社、菅生石部神社共に大己貴神にて御在し座す事、例の如し、三代實錄に、元慶七年十二月二十八日庚申、加賀國菅生神正五位下、紀略に、

328

272

Ⓜ

001609-000-3

328-272

日本書紀伝

鈴木 重胤 / 著

M45

ACB-4236





